

やさしい 公職選挙法



公益財団法人群馬県市町村振興協会
群馬県選挙管理委員会
群馬県明るい選挙推進協議会

はじめに

民主政治は、国民自らの政治であって、それを具体的に実現する手段が「選挙」です。

現代に生きる私たちには、政治を抜きにした生活は考えられず、一人一人の良識ある投票行動が政治の良否、つまり日常の暮らしを左右するといえます。

このように国民にとって大事な「選挙」を公正・公平に、また適正に行うために「公職選挙法」という法律があります。

ところが、選挙の仕組みを規定した公職選挙法は、内容が相当複雑なものとなっていますので、分かりにくく親しみにくいものとして受け取られているようです。

そこで、ごく基本的なことだけをやさしくまとめたものが、本冊子です。

公職選挙法を守った明るい選挙の推進のための一つの足がかりになれば幸いと存じます。

もくじ

1 私たちの政治	1 頁
(1) 暮らしと政治.....	1
(2) 民主政治と明るい選挙.....	1

2 選挙制度のあらまし	4
(1) 3つの柱.....	4
(2) どんな種類の選挙があるか.....	5
(3) 公正な選挙を行う機関 選挙管理委員会.....	6
(4) 選挙権はいつから与えられるか.....	6
(5) 被選挙権も広く認められています.....	7
(6) 立候補のルール.....	7
(7) 選挙の区域と定数.....	11
(8) 選挙人名簿はどのようにして作られるか.....	12

3 投票に参加するために	15
(1) 投票の秘密はどのようにして守られるか.....	15
(2) こんなときにはどうしたら投票できるか.....	16
(3) 簡単にできる期日前投票と不在者投票.....	17
(4) 郵便等による不在者投票制度.....	20

4 選挙運動のルール	24
(1) 選挙運動とは.....	24
(2) 選挙運動期間は.....	24
(3) 選挙終了後の挨拶は.....	25
(4) 選挙事務所は.....	25
(5) 選挙運動を禁止される者は.....	25
(6) 地位を利用しての選挙運動は.....	25
(7) 戸別訪問は.....	26
(8) 飲食物の提供は.....	26
(9) 気勢を張る行為は.....	26
(10) 連呼行為は	26
(11) 署名運動は	27
(12) 選挙運動用自動車・拡声機は	27
(13) 文書、図画については	27
(14) インターネットの利用は	30
(15) 街頭演説は	30
(16) 演説会は	31
(17) 公職の候補者等の寄附は	31
(18) 後援団体の寄附は	32
(19) 年賀状等の挨拶状は	33
(20) 挨拶を目的とする有料広告は	33

5 公営による選挙運動	34
(1) 投票記載所の氏名等の掲示	35
(2) 選挙公報	35
(3) 個人演説会の公営施設使用	35
(4) 新聞広告	36
(5) 政見放送、経歴放送	36
(6) 通常葉書	37
(7) 特殊乗車券	37

6 誰でもできる選挙運動	38
(1) 個々面接	38
(2) 電話の利用	38
(3) 選挙運動用「葉書」の利用	38
(4) インターネットの利用は	38
(5) 幕間演説	38
(6) 個人演説会	38
(7) 労務提供	39
(8) 選挙運動資金の寄附	39

7 選挙運動に使ってよいお金	40
-----------------------	----

8 選挙浄化の徹底	41
------------------	----

参考資料

1 群馬県における国・県の選挙別投票率	42
2 群馬県の参議院議員選挙年代別投票率の推移	43
3 選挙区及び定数	
(1) 衆議院議員小選挙区選挙の各都道府県別選挙区数	44
(2) 衆議院議員比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数	44
(3) 群馬県の衆議院議員選挙小選挙区図	45
(4) 参議院議員選挙区選挙の選挙区と各選挙区別定数	46
(5) 群馬県議会議員選挙の選挙区と各選挙区別定数	47
4 寄附の制限	
(1) 請負契約者等の寄附の禁止（公職選挙法）	48
(2) 公職の候補者等の寄附の禁止（公職選挙法）	49
(3) 寄附の質的制限（政治資金規正法）	50
(4) 寄附の量的制限等（政治資金規正法）	51
(5) 政治資金の流れ	52

(注) 本冊子で紹介している選挙制度等は特に指定のない限り令和7年1月1日現在のものです。その後制度の変更があった場合は、県選挙管理委員会ホームページに最新の内容を掲載していきます。

1 私たちの政治

(1) 暮らしと政治

★ 政治とは何か

「政治とは何か」。現代に生きる人々それぞれが、「政治」とは何であるかについて、様々な考えを持っていると思いますが、ある学者は、「おのおの趣味や考え方の違う人々が集まって、どのようにしたら安定した社会をつくることができるか、長い間苦心を重ねた結果造り上げた秩序が政治である。」と言っています。

特に、高度情報化社会、あるいは価値観の多様化の時代などと言われる現代において、私たちは、それにいろいろな好みや欲求を持っています。このような社会で、守るべきルールや共通する目的がなく、人々が勝手気ままに振る舞っていたのでは、世の中のいたる所で対立や争いが起こり、社会の秩序や平和を保つことはできず、国や地域の発展も望めません。

私たちが国家や社会の一員として生活する以上、そこにはルールや目的が必要です。この社会全体のルールや目的を決定する仕組みが「政治」であるといえます。

★ 暮らしと政治

この政治という仕組みを通じて法律や条例がつくられます。その法律や条例に基づいて、学校や道路など、私たちが社会生活を営む上で必要な施設をつくったり、困っている人を助けたり、感染症を予防するなど、私たち個人の力だけでは成し得ない様々な仕事が行われています。したがって、私たちの暮らしは、政治のあり方によって大きく違ってくるといえます。このように、「政治」は、私たちにとってたいへん身近で重要なものです。

(2) 民主政治と明るい選挙

★ 民主主義とは

政治は誰が担うものなのでしょうか。歴史を振り返れば、昔は専制君主や独裁者のように、個人や特定の人たちの恣意によって行われたことがありました。しかし、政治は世の中全体のことを決定する仕組みであり、また、私たちの生活に大きな影響を及ぼすものですから、私たちの意思を反映したものであることが求められます。

日本国憲法では、こうした政治の行方を決定する権限は、私たち国民にあるとする国民主義を採用し、主権者たる国民による政治が行われています（民主主義）。

★ 間接民主主義・代議制とは

しかしながら、実際問題として、私たち自身が政治に関わる全ての問題を直接判断するのは大変なことです。政策の具体的な内容を細かに決定することとなると、恐らく膨大な時間とエネルギーを必要とするでしょうし、私たち全員が集まって話し合う場所もありません。

そこで今日では、民主主義の原理を損なうことなく、合理的に政治が行われるように、「選挙」という制度を通じて私たちの代表者を選び、この代表者を通じて政治に参加するという方法をとっています。このような方法を「代議制」と言い、このようなかたちの民主主義を「間接民主主義」といいます。

★ 民主主義と選挙

したがって、「選挙」は民主主義の根幹を担う極めて大切な制度といえます。政治は、この選挙制度を通じて、最終的には私たち一人一人の意思に基づいて行われるのです。

「国民は、その国民のレベル以上の政府を持てない。」という言葉は、このことを的確に言い表しているといえます。高い政治意識を持った住民があつてはじめて、優れた代表が選ばれ、ひいては優れた政治が行われるのです。そして、その優れた代表を選ぶための唯一、最大の機会が「選挙」なのです。

★ 投票総参加

選挙の目的は、私たちの代表者を選ぶことにあり、選ばれる人の数が限られていますから、選挙は代表者の座を巡って、当落を争うことになります。「選挙戦」という言葉が示すように、私たちも、選挙は戦いであります。その役割は勝敗を決めるにのみあるように捉えがちです。

しかし、選挙の意義はこれだけに止まるものではありません。選ばれる代表者（政治家）にはそれぞれ任期があり、改選されることによって、政治に緊張感を与えます。ひとたび代表者となった人も、その在任期間中にどのような仕事をするか、また、私たちがその代表者の仕事をどう

評価するかによって、次にはその地位を失うことになるかもしれません。選挙は、代表者が権力を濫用することを牽制し、政治を浄化する役割も担っています。

また、当落のみならず、選挙における得票の多寡も重要な意味を持つています。



政治家の側から見ると、選挙は、自らの政治活動の信を問う最大の機会です。当選するにしても落選するにしても、どの程度の支持を得られるかによって、政治家は今までやってきた仕事や、今後進めていこうとする仕事に自信を深めたり、反省したり、あるいは勇気づけられたりすることがあるでしょう。

このように、私たちの投げる一票は、いろいろな意味で今後の政治の行方に関わっていきます。「私の一票ぐらいは」と棄権することなく、積極的に投票することが、民主主義を守り、政治を私たちの手に留めておく有力な手段なのです。

★ 明るい選挙

私たちの民主主義を守り、政治をより良いものにするためには、まず、私たちが投票することが重要ですが、それと同時に、選挙の仕組みが公平なものであり、不正のない明るい選挙が行われることが必要です。公職選挙法は、公正な選挙が行われるように様々なルールを定めていますが、私たち自身も、公正で明朗な選挙を行うという意識を持たなければなりません。選挙に買収や供応（39 ページ参照）がつきまとい、私たちがしがらみに惑わされて投票するようなことがあっては、私たちの意思が政治に反映されませんし、民主主義の健全な発展も望めません。

私たちは「清い一票」の意味と価値を十分に自覚し、民主主義を歪めてしまう不正を排除しなければなりません。このようにしてはじめて、選挙が正しく機能し、私たちの意思を正確に反映した政治が行われることになるのです。



2 選挙制度のあらまし

(1) 3つの柱

わが国の選挙は、大別して、国の選挙と地方の選挙に分かれており、前者は国會議員の選挙であり、後者は私たちの住んでいる市町村や県の議会の議員及び長の選挙です。

現在の選挙制度は、次のような3つの原則を柱としています。

○選挙平等の原則

男女の別なく満18歳以上の者に選挙権を認める。

○投票自由の原則

選挙人は自由な判断で投票し、その秘密は守られる。

○選挙公正の原則

選挙の執行は公正、平等に行われる。

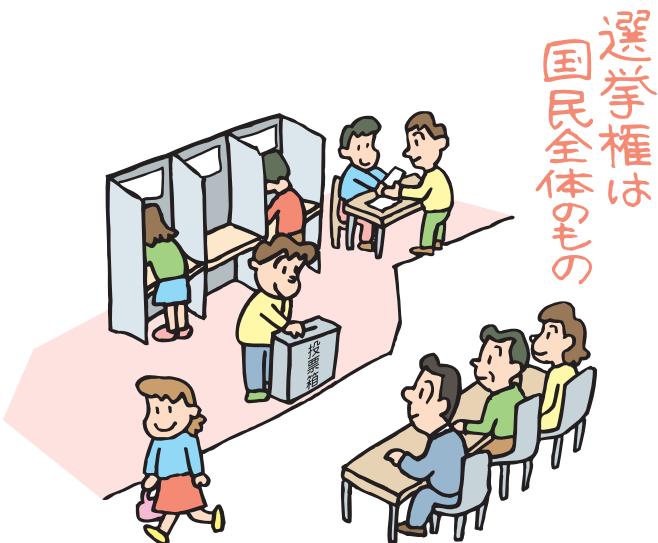
公職選挙法は、この精神の上に立って定められている選挙の基本法です。

★ 選挙平等の原則

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（憲法第14条第1項）と憲法に明記されていますが、選挙においても、この原則は十分活かされています。

昔は、身分や宗教によって差別が設けられていましたが、現在では、多くの国において、これらの制限は撤廃され、政治上の重要な権利である選挙が、一切の差別なく平等に行われるようになりました。

わが国でも、納税によって資格が異なったり、女性の参政権が認められていない時代がありました。しかし、大正デモクラシーの気運とともに、選挙権の拡張を求める運動が起り、大正14年に納税要件を撤廃するなどの「普通選挙制度」が確立されました。次いで、昭和20年には、女性にも男性と全く同じ条件で選挙権が与えられました。現在では、日本国民は男女問わず、全ての選挙に際して平等に扱われ、一定の年齢に達すれば、国民各人は平等に選挙権を与えられます。



★ 投票自由の原則

憲法では、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。」（憲法第15条第4項）と規定されています。平等に与えられた選挙権も、自分自身の意思で自由に投票が行われなければ、公正な選挙とはいえません。

古代から19世紀の中頃にいたるまでは、誰がどの人に投票したかを他人が直ちに分かり得る状態で行う、いわゆる「公開投票」によって投票が行われていました。しかし、社会的、経済的弱者にも等しく選挙権が与えられるようになると、この「公開投票」では、自由な投票が制約されるおそれが生じてきました。これらの弊害をなくすために、今日では、投票の自由を保障するための手段として、世界の多くの国において「秘密投票」が採用されています。

我が国では、選挙をする人が誰に投票したかを外から知り得ないよう、無記名投票を採用するとともに、投票記載場所の設備、投票用紙公給主義、投票の秘密侵害罪などについて公職選挙法で規定し、投票の秘密を確保しています。

★ 選挙公正の原則

全ての人に等しく選挙権が与えられ、自由な投票が保障されたとしても、選挙の手続きや選挙運動が公正に行われなければ、正しい選挙とはいえません。私たちが、自分自身の考えで投票できるよう、また、投票した私たちの意思が正確に反映されるような仕組みが確立されなければなりません。

先進諸外国の選挙制度を見ても、それぞれの国の歴史、国民性などを反映しつつ、いずれも選挙の公正を確保するために、多くの工夫がなされています。

我が国の公職選挙法では、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。」（公職選挙法第1条）とうたい、選挙管理委員会の職務権限や選挙区制、議員定数を合理的基準によって定めること、投票や開票の際の管理者、立会人制度、選挙運動期間とその方法、費用の統一など、選挙が公正に行われるよう様々な規定が設けられています。

(2) どんな種類の選挙があるか

選挙による公職の種類は、国会議員や地方公共団体の議会の議員及び長のように、憲法によって公選制度の採用が規定されているものや、最高裁判所裁判官の国民審査などがあります。また、日本国憲法の改正手続に関する法律（いわゆる「国民投票法」）によって、憲法の改正が発議された場合にも投票が行われることになります。

(3) 公正な選挙を行う機関 選挙管理委員会

各種の選挙について、実際にその事務を管理執行している機関を「選挙管理委員会」といいます。

戦前は、選挙の管理執行に関する事務も、一般行政事務と同様に、知事や市町村長の所管とされていました。しかし、戦後、選挙を公正なものとするために、国に中央選挙管理会を置き、都道府県、市町村にそれぞれ独立した行政機関として選挙管理委員会を置いています。

選挙管理委員会の委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する人のうちから、それぞれの議会で選挙によって選ばれます。委員は、選挙の管理執行の公正を期するため、議会の議員及び長を兼ねることができず、また、同一の政党その他の団体に属する者が、2人以上占めないこととされています。

それぞれの選挙管理委員会が管理する主な選挙は次のとおりです。

名 称	委員の数	任期	管理する主な選挙
中央選挙管理会	5人	3年	衆議院比例代表選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査
都道府県選挙管理委員会	4人	4年	衆議院小選挙区選出議員選挙 参議院選挙区選出議員選挙 都道府県知事選挙 都道府県議会議員選挙
市町村選挙管理委員会	4人	4年	市町村長選挙 市町村議会議員選挙

(4) 選挙権はいつから与えられるか

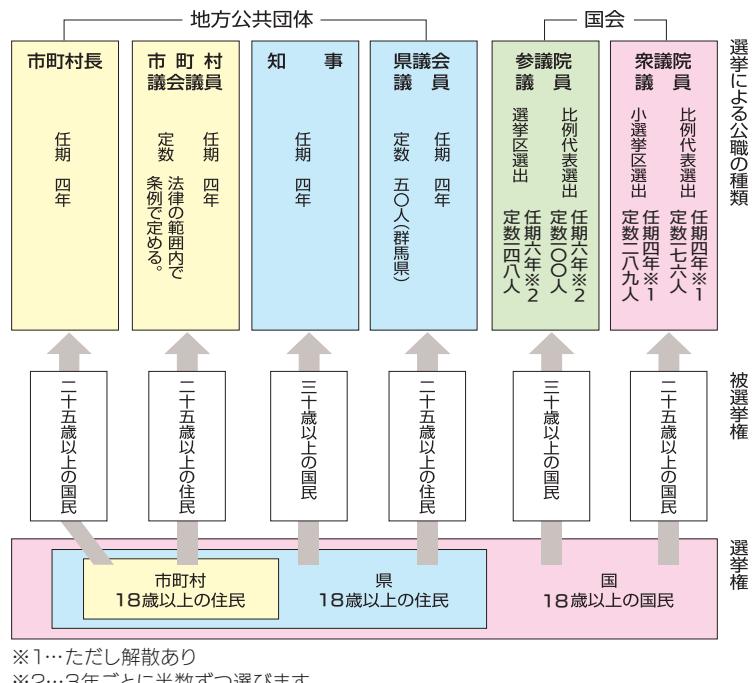
選挙は、代表民主主義の理念によって、国民の意思を広く国や県、市町村の政治に反映させることが目的ですから、なるべく多くの人が、平等の条件で選挙に参加できるような制度が確立されなければなりません。

現在の制度では、満18歳に達した日本国民には全て平等に選挙権が与えられます。ただし、地方公共団体の議員及び長の選挙権は、住民自治の趣旨から、原則、同一市町村に3か月以上引き続き住んでいることを要件としています。さらに、満18歳以上でも禁錮以上の刑に処せられてその執行を終わるまでの者等には、選挙権及び被選挙権（一般にこれらを合わせて「公民権」と呼ばれています。）を与えていませんし、また、選挙違反で刑に処せられた者又は政治資金規正法違反で刑に処せられた者は、選挙権及び被選挙権が一定期間停止されます。

(5) 被選挙権も広く認められています

選挙により選ばれて一定の公職に就くことのできる「被選挙権」についても、選挙権の場合と同様、なるべく多くの人々に機会が与えられるよう、その要件が定められています。

しかし、当選した後の任務の重要性を考慮して、選挙権の場合よりも年齢要件が少し高くなっています。これは、諸外国にも見られる一般的な傾向です。選挙権と被選挙権の概要は右図のとおりです。



(6) 立候補のルール

例えば、町内会の役員を選ぶ際には、地域住民のうちで適任と思われる人を名指しで決める方法をとっているところがあります。これを互選といいますが、よく知りあった少人数のグループ内では、これが平穏で良い方法かも知れません。

しかし、より広い地域で、多数の有権者を対象とした場合には、互選によることは困難でしょう。「よし、みんなの代表者として働く」と思う人が自由に立候補して有権者の審判を受ける方がより民主的で、合理的な方法といえるのではないでしょうか。

公職選挙法では、「立候補制度」をとっています。国会議員や市長など、各種の公職に就くためには、まず、その選挙に立候補を届け出て候補者となり、選挙に臨まなければなりません。

★ 立候補届出の種類

立候補の届出は、候補者となる者が自ら行う方法（本人届出）と、他の人が特定の人を推薦する方法（推薦届出）があります。

さらに、衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「衆議院小選挙区選挙」）では、政党等が、その所属する者を届け出ること（政党届出）もできます（この届け出をした政党等を「候補者届出政党」、届けられた者を「届出候補者」といいます。）。

また、衆議院比例代表選出議員選挙（以下「衆議院比例代表選挙」）及び参議院比例代表選出議員選挙（以下「参議院比例代表選挙」）では、政党等が、「名簿」を届け出ることにより、その名簿に記載されている者を候補者とすることができます（この名簿を届け出た政党等を、衆議院比例代表選挙にあっては「衆議院名簿届出政党等」、参議院比例代表選挙にあっては「参議院名簿届出政党等」といいます。）。

★ 立候補届出の方法

立候補の届出は、本籍、氏名、職業など必要事項を記入した所定の文書に戸籍謄本（又は抄本）などを添えて、その選挙の期日の公示（告示）の日に、その選挙の選挙長に届け出なければなりません。郵送によって届け出ることはできません。

★ 立候補の要件

日本国民で、選挙期日までに被選挙権の年齢要件（県や市町村議会議員選挙の場合は、住所要件も必要）を満たす者（一定の刑罰に処せられた者を除く。）なら、誰でも立候補できますが、一定の禁止や制限もあります。主なものは以下のとおりです。

- 一つの選挙（区）での候補者は、同時に他の選挙（区）の候補者になることはできません。
- 投票管理者など、いわゆる選挙の管理執行に関わる事務関係者や公務員は在職のまま候補者になることはできません。
- 参議院選挙区選出議員選挙（以下「参議院選挙区選挙」）では、同時に比例代表と選挙区の各選出議員の候補者になることはできません。

（注：衆議院小選挙区選挙では、候補者届出政党が、その届出候補者を同時に行われる衆議院比例代表選挙の名簿登載者とする重複立候補が可能です。）

〔選挙メモ〕 重複立候補＜ケース＞

ある政党は、衆議院小選挙区選挙に届け出た候補者のうち、A、B、Cの3人を衆議院比例代表選挙の名簿にも登載しました（重複立候補）。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第1位を甲とし、重複立候補者のA、B、Cを同一順位の第2位とし、第5位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙ではAが当選、B、Cは落選しました。落選したB、Cのそれぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合（いわゆる惜敗率）はBが80%、Cが90%でした。比例代表選挙では、この政党は2議席を獲得しました。

候補者（小選挙区選挙）			名簿による届出候補者（比例代表選挙）		
小選挙区名	氏名	当 落	届出時の順位	氏 名	当選順位
…選挙区	A	当	1	甲	①
…選挙区	B	落 惜敗率 80%	重複立候補 (同一順位) 2	A	—
…選挙区	C	落 惜敗率 90%	2	B 惜敗率 80%	3
			2	C 惜敗率 90%	②
			5	乙	4

このようなケースの場合、この政党の比例代表選挙の当選人は、次のように決定されます。

- ① まず、名簿登載順位第1位の甲が当選人となります。
- ② 名簿には第2位に同順位としてA、B、Cの3人が登載されていますが、小選挙区選挙で当選したAは、小選挙区の当選が優先され比例代表選挙の名簿には登載されていないものとみなされますので、第2位はB、Cのみとなります。
- ③ 次にいわゆる惜敗率によりB、Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80%、Cが90%ですから、当選人となるべき順位はCが第2位、Bが第3位となります。
(ただし、小選挙区選挙で供託物没収点に達していないければ、重複立候補者の比例代表選挙の当選人になれます。)
- ④ この政党は2議席を獲得しましたので、Cがもう1人の当選人となります。

〔選挙メモ〕

参議院比例代表選挙

1 投票方法

選挙人は、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければなりません。ただし、参議院名簿登載者の氏名に代えて、参議院名簿届出政党等の届出に係る名称又は略称を自書することができます。

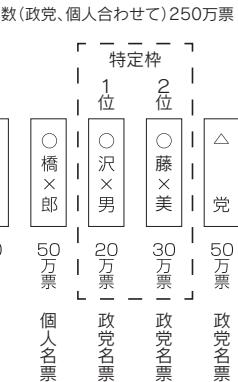
2 名簿による立候補の届出等

政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びにその所属する者等の氏名を記載した参議院名簿を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている参議院名簿登載者を当該選挙における候補者とすることができます。

このとき、候補者の一部を優先的に当選人となるべき候補者（以下「特定枠の候補者」）として、あらかじめ順位をつけて定めることができます。

3 当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人

- (1) 各参議院名簿届出政党等の得票数（参議院名簿届出政党等の得票数と参議院名簿登載者の得票数を足した得票数）に基づき、ドント方式（ページ下参照）により、それぞれの参議院名簿届出政党等の当選人の数を定めます。
- (2) 特定枠の候補者がいる場合は、特定枠の候補者の当選人となるべき順位は、その他の候補者の当選人となるべき順位より上位となります。そして、特定枠の候補者のうち、あらかじめ定めた優先的に当選人となるべき順位に従い、(1)により定められた当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の候補者が、当選人となります。
- (3) 特定枠の候補者が(1)により定められた当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に達しない場合、もしくは特定枠の候補者がいない場合、その他の候補者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定めます。

投票	開票	当選者
個人名か政党等 名を記入 	△党の得票数(政党、個人合わせて)250万票  40万票 60万票 50万票 20万票 30万票 50万票 個人名 票 個人名 票 個人名 票 政党名 票 政党名 票 政党名 票	250万票に基づきドント方式により△党3議席配分 当選順位は、特定枠の候補者のうち△党があらかじめ定めた順、次いで個人票数が多い順 当選 ○沢 ×男 特定枠1位 当選 ○藤 ×美 特定枠2位 当選 ○山 ×夫 60万票 落選 ○橋 ×郎 50万票 落選 ○田 ×子 40万票 ※特定枠の候補者個人名を記載した投票は、政党名票と見なされます。

〔選挙メモ〕

ドント方式

- (1) 各名簿届出政党等の得票数を1、2、3、4…と、名簿登載者数までの整数で割っていきます。
- (2) 得られた商（割った答え）が表のようになります。その最も大きい数値から順に数えて選挙すべき議員の数（この場合は10）までを選びます。この選ばれた商がいくつあるかが、その名簿届出政党等に配分される当選人の数になります。

●定数10人の場合

名簿届出政党等名	A 党	B 党	C 党	D 党	計
名簿登載者数	5人	4人	4人	2人	15人
得票数	4,200票	3,200票	2,000票	1,800票	11,200票
除数	① 4,200	② 3,200	④ 2,000	⑤ 1,800	
	③ 2,100	⑥ 1,600	⑩ 1,000	900	
	⑦ 1,400	⑧ 1,066.7	666.7		
	⑨ 1,050	800	500		
	840				
当選人数	4人	3人	2人	1人	10人

★ 供託

選挙において、候補者の届出をしようとする者は、候補者1人について所定の金額又はこれに相当する額面の国債証書又は振替国債を地方法務局等の供託所に預け（これを「供託」といいます。）、その証明書（供託書）を立候補届出書に添えなければなりません。

この制度は、当選を争う意思のない人が、売名などの目的で立候補することを抑制しようとするものです。供託したお金や証書は、選挙が終われば原則としてその者に返されますが、選挙の中途中で立候補を辞退した場合や得票数が公職選挙法で定められている一定の数（下表の「供託物没収点」）に達しない場合には没収されます。

選挙の種類	供託金額	供託物没収点等
衆議院議員 (小選挙区)	300万円	有効投票総数 × $\frac{1}{10}$
衆議院議員 (比例代表)	600万円 (*) × 名簿登載者数	* 名簿登載者が重複立候補者の場合、供託額は1人につき 300万円 没収額=供託額 - (300万円×重複立候補者のうち小選挙 区選挙の当選人数 + 600万円×比例代表選挙の 当選人数×2)
参議院議員 (選挙区)	300万円	有効投票総数 その選挙区の議員定数 (※) × $\frac{1}{8}$ ※選挙すべき議員の数が議員定数を超えるときは、その数（通常選挙に補欠選挙が合併して行われる場合）
参議院議員 (比例代表)	600万円× 名簿登載者数	没収額= {名簿登載者数 - (当選人数×2)} × 600万円
都道府県議会議員	60万円	有効投票総数 その選挙区の議員定数 × $\frac{1}{10}$
都道府県知事	300万円	有効投票総数 × $\frac{1}{10}$
市議会議員	30万円	有効投票総数 その選挙区の議員定数 × $\frac{1}{10}$
市長	100万円	有効投票総数 × $\frac{1}{10}$
町村議会議員	15万円	有効投票総数 その選挙区の議員定数 × $\frac{1}{10}$
町村長	50万円	有効投票総数 × $\frac{1}{10}$

(7) 選挙の区域と定数

★ 選挙区、定数

都道府県議会議員の選挙は、市や町村などの区域を一つの単位として選挙を行います。

このように、分割された地域ごとに選挙する議員数を定めて選挙する個々の区域を「選挙区」といいます。

都道府県知事や市町村長の選挙は、その性質上、都道府県又は市町村全体の区域で選挙を行うため、特に「選挙区」とはいいません。

公職選挙法では、衆議院議員選挙、参議院選挙区選挙及び都道府県議会議員の選挙については選挙区を設けることとし、市町村の議会の議員の選挙については、特に必要があるときは条例で選挙区を設けることができることになっています。

各選挙の議員の定数は次のとおりです。

種別	定 数	選 挙 区	群 馬 県 の 場 合
衆議院議員	465 人		
	小選挙区選出議員 289 人	289 選挙区 (1 選挙区から 1 名を選ぶ)	第1区 前橋市、沼田市、利根郡 第2区 桐生市、伊勢崎市、みどり市、佐波郡 第3区 太田市、館林市、邑楽郡 第4区 高崎市(旧高崎市、新町、吉井町区域) 藤岡市、多野郡 第5区 高崎市(旧榛名町、倉渕村、箕郷町、群馬町区域) 渋川市、富岡市、安中市、北群馬郡、甘楽郡、吾妻郡 ※44、45ページ参照
参議院議員	比例代表選出議員 176 人	11選挙区(ブロック) 北海道、東北、北関東、南関東、東京都、北陸信越、東海、近畿、中国、四国、九州	北関東選挙区(定数19) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県 ※ 44ページ参照
	248 人 (注 1)	45 選挙区:各都道府県の区域が単位 (但し、合区である鳥取・島根、徳島・高知は2県で1 選挙区) 合区 - 4 県 2 人区 - 30 県 4 人区 - 4 府県 6 人区 - 4 道県 8 人区 - 4 府県 12 人区 - 1 都	定数 2 人 ※ 46 ページ参照
	選挙区選出議員 148 人	(全国の都道府県の区域を通じて行われる)	
都道府県議会議員	定数は、条例で定めます。	原則:市の区域・市と隣接する町村を合わせた区域又は隣接する町村を合わせた区域	18選挙区 定数50人 ※47ページ参照
市議会議員	定数は、条例で定めます。	原則:市の区域	12市 定数18~38人 (注2)
町村議会議員	定数は、条例で定めます。	原則:町村の区域	23町村 定数8~15人 (注2)

(注1) 3年毎に半数改選されます。

(注2) 市町村合併が行われた場合には、特例法により、定数を超える場合があります。

★ 投票区

選挙の際、投票を行う投票所は、投票区ごとに1箇所ずつ設けられます。投票区は市町村の区域とすることが原則とされていますが、必要に応じて市町村の区域を分けて投票区を設けることが認められています。

県内の投票区は、昭和35年に793区であったものが、人口増加や選挙人の便宜などのため、一時期には1,000を超えるまでに増加しましたが、令和6年10月に行われた衆議院議員総選挙時点では880区となっています。

★ 開票区

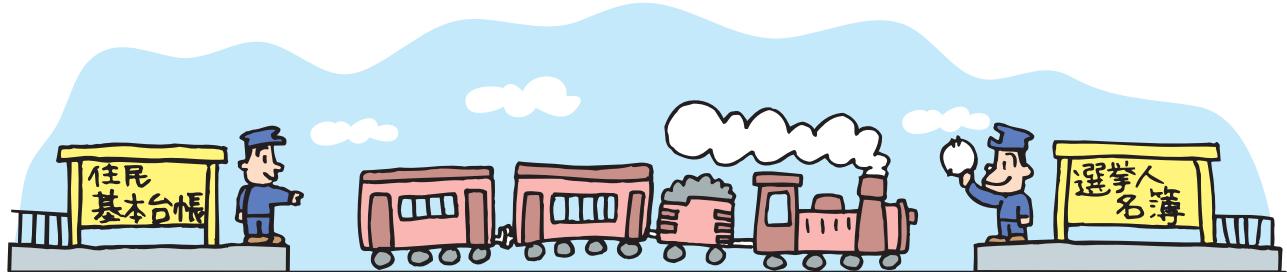
投票時間が終了すると、投票用紙の入った投票箱は、投票所から開票所に送られます。開票所の単位である「開票区」は、原則として市町村の区域によるとされていますが、県選挙管理委員会が特別の事情があると認めたときは、市町村の区域を分けて複数の開票区を設けることもできます。

開票区は、開票事務の便宜のために、いくつかの投票区を合わせて設けられた区域ということもできます。

(8) 選挙人名簿はどのようにして作られるか

私たちが選挙権を行使するには「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。この選挙人名簿は、市町村選挙管理委員会が住民基本台帳のデータをもとにして作りますので、住民基本台帳に記録されていないと、いくら長く住んでいても「選挙人名簿」には登録されません。つまり、その場合には投票できないことになってしまいます。選挙権を行使するためには、就職や入学などで他の市区町村に住所を移した際に必ず転出、転入の手続きをしておく必要があります。作られた名簿は永久選挙人名簿ですから、住所移転などがない限り、永久に据え置かれます。

住民基本台帳にのらなければ、選挙人名簿にのらない……



選挙人名簿の登録は、引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人で、年齢満18歳以上の人について行います。

他の市区町村から転入した人は、転入届をした日から3か月経過しなければ登録されません。

★ 登録の時期

選挙人名簿の登録には、定時登録と選挙時登録の2種類があります。

(定時登録)

選挙管理委員会は毎年3月、6月、9月及び12月の1日（基準日）現在において、登録資格を有するものを整理し、原則同日に選挙人名簿に登録します。

(選挙時登録)

選挙が行われる場合は、その選挙の期日の公示（告示）の日の直前に登録資格を有するものを選挙人名簿に登録します。

★ 登録の抹消

選挙管理委員会は、他の市区町村に転出後4か月を経過した者、死亡した者等を、選挙人名簿から抹消することとされています。

★ 名簿未登録に対する救済措置

旧住所地から登録基準日前に転出してしまい、新住所地でも住民票の登録期間が3か月に満たないために新旧どちらの住所地の選挙人名簿にも登録されていない場合があります。

こうした場合でも、旧住所地で住民票の登録期間が3か月以上あれば、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地で登録されることになります（転出後4か月を経過した者を除く）。

[選挙メモ]

名簿未登録に対する救済措置＜ケース＞

ある選挙人は、A市に転入を届け出た日から3か月経過したある日、B町に転出しました。

本来であれば、A市において、引き続き3か月以上、住民基本台帳に記録されていることから、選挙人名簿に登録されるはずですが、定時登録や選挙時登録を迎える前に、B町に転出してしまい、B町においては引き続き3か月以上、住民基本台帳に記録されていないことから、A市とB町のいずれの選挙人名簿にも登録されていません。

①A市からB町に転出前に定時登録があった場合

A市に転入	3か月経過	定時登録	B町へ転出

②A市からB町に転出後に定時登録があった場合

A市に転入	3か月経過	B町へ転出	定時登録 (3か月未満)

①の場合、定時登録の際にA市の選挙人名簿に登録されます。

②の場合、これまでA市の選挙人名簿にも、B町の選挙人名簿にも登録されませんでしたが、平成28年2月に行われた法改正により、②の場合でも転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地、つまりA市の選挙人名簿に登録されることとなりました（転出後4か月を経過した者を除く）。

ただし、上記①又は②の場合でも、B町に転出後の実際の投票の可否については、選挙の種類によって異なります。

- ・国政選挙 A市で投票できる
- ・都道府県選挙 A市とB町が同一都道府県内であればA市で投票できる
- ・市町村選挙 A市・B町のいずれでも投票できない

★ 有権者の協力が必要

選挙人名簿に登録されるためには、まず、住民基本台帳に記録されていることが必須条件となりますので、住所を他の市区町村に移した場合には、転入した日から 14 日以内に転入先の市区役所・町村役場に転入届を提出する必要があります。

なお、選挙人名簿の抄本は、市区町村選挙管理委員会で閲覧することができます。

★ 選挙人名簿の登録者数

令和 6 年 12 月登録日現在の群馬県の登録者数は、1,582,338 人（男 779,463、女 802,875 人）となっています。

この選挙人名簿の登録者数は、衆議院（小選挙区）・参議院（選挙区）・都道府県知事の選挙の度に設けるポスター掲示場の設置数算出の基礎数値として、また、選挙の際、選挙運動のために候補者 1 人が支出できる選挙運動費用制限額算出の基礎数値として使われるほか、地方自治法に基づき住民が条例の改廃等に関し請求するのに必要な選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、長・議員、役員の解職又は議会の解散を請求するのに必要な選挙権を有する者の 3 分の 1 の数等を定める基礎数値として使用されます。

3 投票に参加するため

「選挙は、投票により行う。」と公職選挙法第35条に規定されています。選挙人（有権者）が政治に参加する機会であるこの投票が、いかに重要であるかは言うまでもありません。このため、選挙人（有権者）が自覚ある一票を投じることが大切なことはもちろんですが、投票を管理する側も、投票が自由かつ公平に行われるよう最大の努力を傾ける必要があります。

投票は、選挙の当日、自ら所定の投票所へ行って行うのが原則ですが、選挙人の便宜を考慮して、例外の扱いも認められています。

投票の制度のあらましは次のとおりです。



(1) 投票の秘密はどのようにして守られるか

投票は一人一票です。投票の秘密は誰にも侵されません。投票所に行くと、投票所の責任者である投票管理者のほか、投票が公正に行われるよう監視する投票立会人が置かれています。投票のできる時間は、どの選挙でも原則として午前7時から午後8時までですが、投票所によっては時間が変更される場合があります。

開票には開票立会人がいて、開票が正しく行われるように見守ります。開票する場所は、あらかじめ選挙管理委員会が告示しているので、当該開票区内の選挙人であれば誰でも見に行くことができます。

★ 「もし、ウソをついて、ほかの候補者に投票したりすると、すぐ分かるからナ…そのため開票立会人を出してあるんだから」と候補者や運動員にすこまれ、もし約束どおり投票しないでバレては大変と、いやいやながら頼まれたとおりに投票した経験はありませんか（あってはならないことですが…）。

★ 公職選挙法では、無記名式（秘密）投票制度をとっています。記名式、つまり投票者の名前も併記する投票制度は、投票に責任を持たせるには良い方法ですが、誰が誰に投票したかがはつきりしてしまうため、買収が行われたり、情実が入りやすくなるなど、自由な投票が妨げられるおそれがあります。



選挙はしがらみやお金などにとらわれず、選挙人の自由な意思によって投票が行われてこそ意義があります。公職選挙法では、憲法第15条の趣旨を反映し、「自由な投票」ができるよう、「秘密投票」を採用しています。

★ 投票用紙には、候補者の氏名又は政党等名を記載し、符号や落書きその他一切の余分なことを書いてはいけないことになっています。開票などの際、誰が投票したか分かるような目印があったのでは、約束どおり投票してくれたかどうかを確かめることができます。

これを他事記載の禁止といい、有意（特定の意味を持つということ）の他事記載と認められた投票は無効となります。

- ★ 公職選挙法では、更に秘密投票の実効性を確保するために、開票区の区域を広くしています。県内の最も少いところで約1,000票、多いところで約150,000票以上の多数の投票が、一箇所に集められます。しかもあちこちの投票所から集められた投票は、全部よくかき混ぜてから開票することになっています。したがって、ある地区における投票の傾向などが、開票の際にも分からないようにして集計作業を進めていきます。
- ★ あなたは、頼まれた候補者に無理に投票しなくとも、ビクビクすることはありません。たとえ義理を欠くことになろうと、選挙においては、自分の自由な意思で投票することが一番正しいことなのです。

(2) こんなときにはどうしたら投票できるか

★ 投票所入場券をなくしたら投票できないのでしょうか？

投票所へ行って「投票所入場券をなくしました。」と係の人に申し出てください。係の人が選挙人名簿と照合して、本人であることが確認できれば、投票用紙を渡してくれます。

★ 投票用紙が破れてしまったらどうしたらよいでしょうか？

投票所の係の人に申し出て、新しい投票用紙と取り替えてもらってください。破れたからといって、投票用紙以外の紙などに書いた場合には無効になります。

★ 字が書けないときはどうしたらよいでしょうか？

自分で書くことが原則ですが、字を知らなかつたり、手にケガをして書けないときは、補助者が他の補助者の立ち会いの上で、あなたに代わって書いてくれますから、係の人に申し出てください（なお、目の見えない人で点字習得者は点字投票ができます。）。

(3) 簡単にできる期日前投票と不在者投票

投票日に投票所に行けない人のために

★ 投票は、投票日に決められた投票所で行うのが原則ですが、仕事やレジャー、買物、旅行などの用事があったり、病気のために、投票日に投票所へ行けない人もいるでしょう。このような人のための制度として、期日前投票制度と不在者投票制度があります。

★ 期日前投票

期日前投票とは、平成15年12月からスタートした制度で、投票日当日に仕事や旅行などの予定があって投票に行けない人などが、自分が登録された選挙人名簿の所在する市町村に設けられた期日前投票所（一般的には、市役所、町村役場などに設置されます。）で、あらかじめ投票日より前に投票することができる制度です。期日前投票は、投票日当日の投票と同様、投票用紙を直接投票箱に入れることとなります。

★ 不在者投票

不在者投票とは、同じく投票日当日に仕事や旅行の予定があって投票に行けない人などが、期日前投票所以外の場所で、あらかじめ投票日より前に投票することができる制度です。不在者投票を行うことのできる場所には、仕事で滞在している場所又は旅行先の市区町村選挙管理委員会や、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム及び身体障害者支援施設など（以下「指定施設等」）があります。

なお、指定施設等での不在者投票は、投票日当日にこれらの施設に入所している場合に限られますが、市町村選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せたり、記載した不在者投票用紙などを市町村選挙管理委員会に返送する事務などは、指定施設等の長が代理で行ってくれます。現在、群馬県内では、約400の施設でこの不在者投票をすることができます。



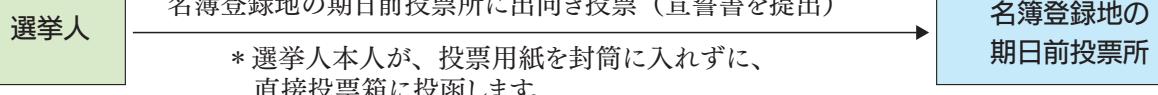
★ 期日前投票及び不在者投票のできる期間

いずれも選挙期日の公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までです。

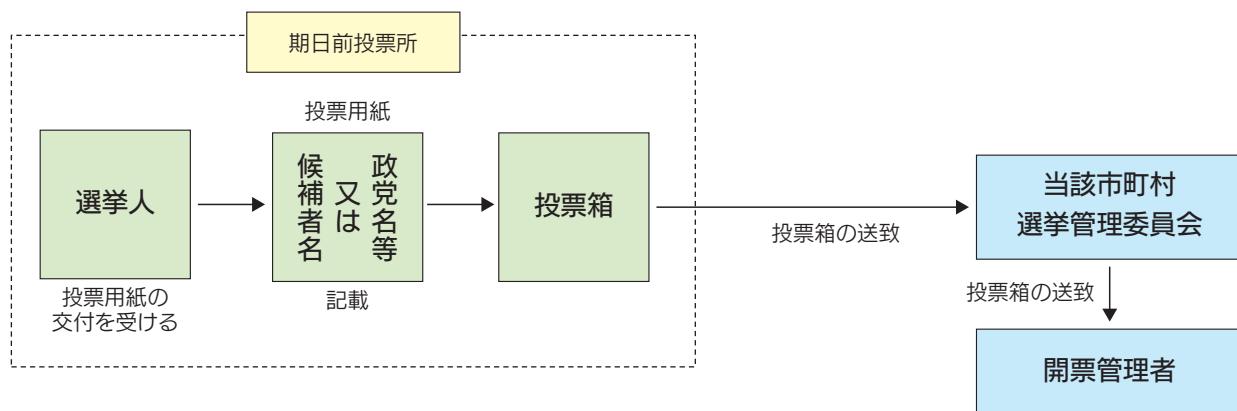
- ★ 選挙の際、期日前投票及び不在者投票について不明な点があれば、お近くの市区町村選挙管理委員会に相談して、大切な一票を無駄にすることのないようにしましょう。
- ★ 遠隔地で行う不在者投票は、選挙の当日、投票所が閉鎖されるまでに投票所へ到着しないと受理されませんので、投票用紙の交付請求から投票まで時間的な余裕をもって手続きをとることが大切です。

★ 期日前投票の手続き

自分の選挙人名簿の属する市町村（期日前投票所）で投票する場合
(仕事、事故、疾病、妊娠、レジャーなどで投票日に投票所に行けない場合)
→印鑑は不要です。宣誓書の記入も簡単です。（宣誓書は期日前投票所に用意してあります。）

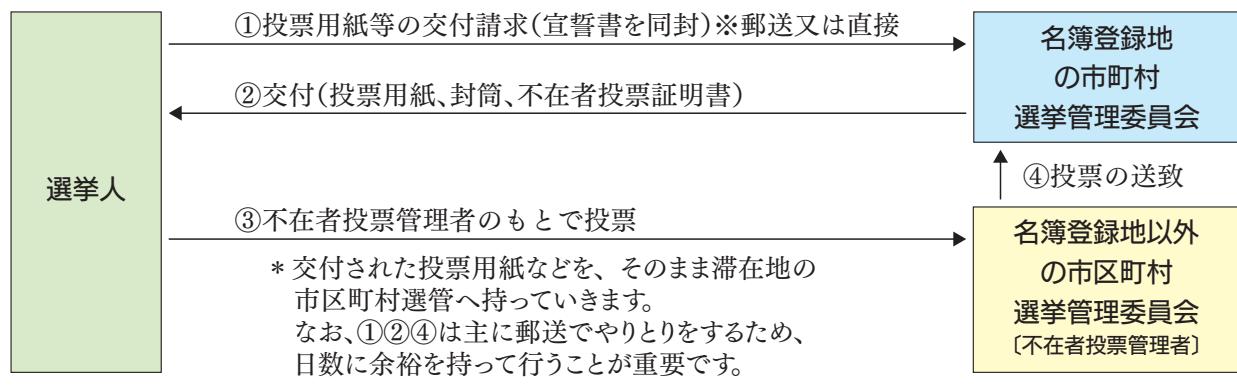


★ 期日前投票の手順

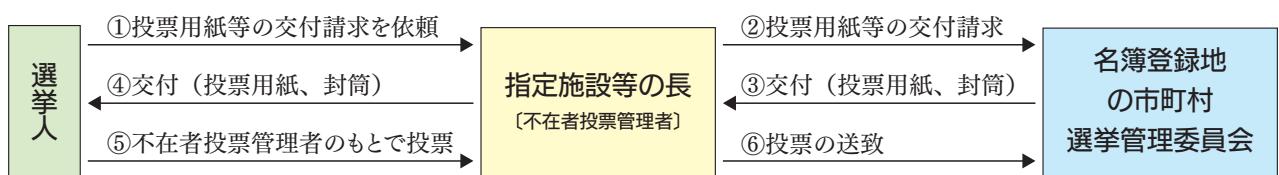


★ 不在者投票の手続き

自分の選挙人名簿の属する市町村以外の市区町村で不在者投票する場合
(他市区町村に滞在中・出稼中などの人が滞在地、出稼地で投票する場合)
→印鑑は不要です。宣誓書の記入も簡単です。



指定施設等で不在者投票する場合



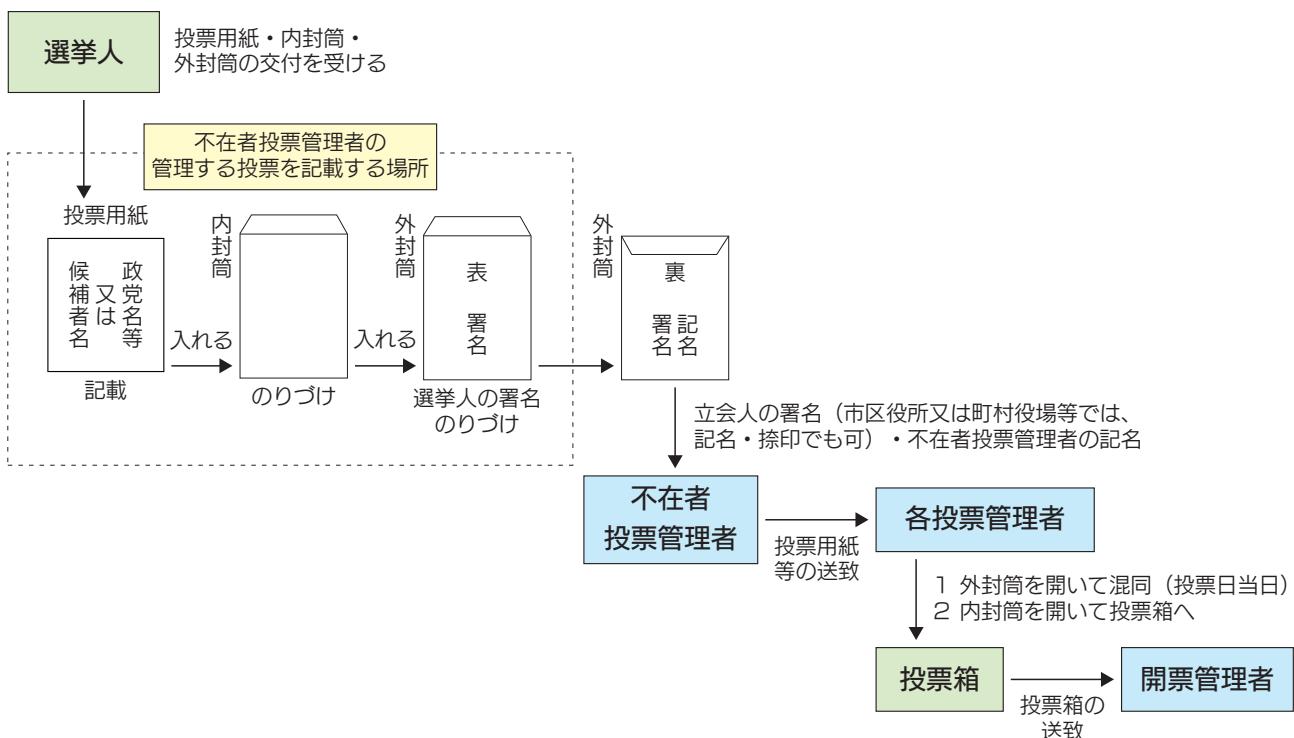
(注) 選挙人が、直接、投票用紙等の交付を受けて、指定施設等で不在者投票する方法もあります。

投票用紙・封筒の請求を依頼すれば、その手続きは指定施設等の担当職員が行います。

指定施設等は、施設規模に見合った投票事務の執行体制がとれるかを勘案して県選挙管理委員会が指定します。指定を受けていない病院や老人ホームなどでは、不在者投票をすることはできません。

なお、指定施設等において不在者投票ができるのは、その指定施設等に入院中又は入所中のことで、一定の要件を満たした人に限られます。

★ 不在者投票の手順



外封筒には、表面に投票した選挙人自身の署名、その裏面には、不在者投票管理者の記名及び投票立会人の署名（市区役所又は町村役場における不在者投票は、記名・押印でも可）が必要です。どちらかが欠けても無効になります。

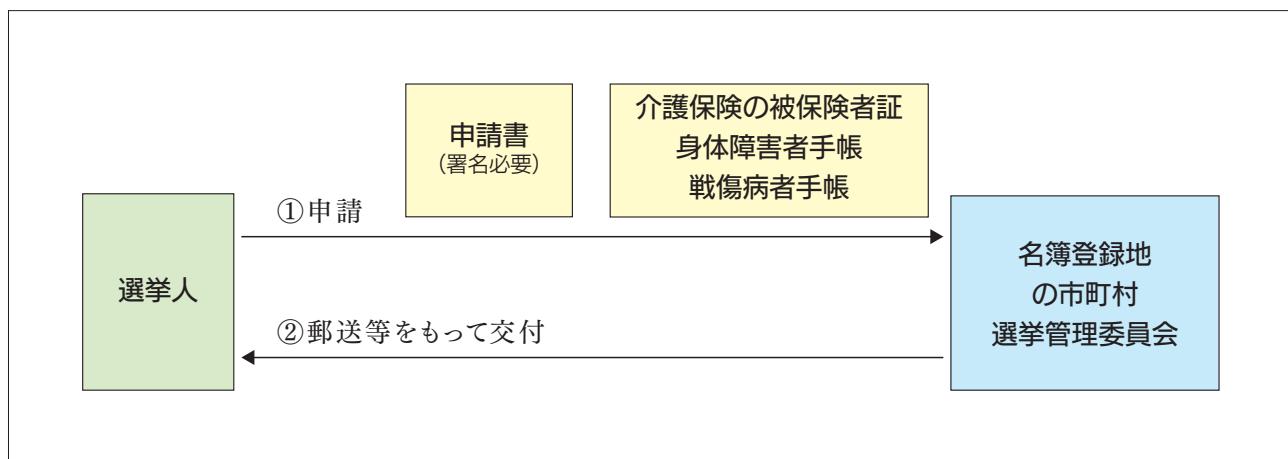
★ 期日前投票、不在者投票の場合も、自ら投票用紙に文字を記入することができない人は、係員に申し出て、補助者が他の補助者の立ち会いのもと、代わって記入する「代理投票」制度があり、目の見えない人で点字習得者は点字による投票することができます。

(4) 郵便等による不在者投票制度

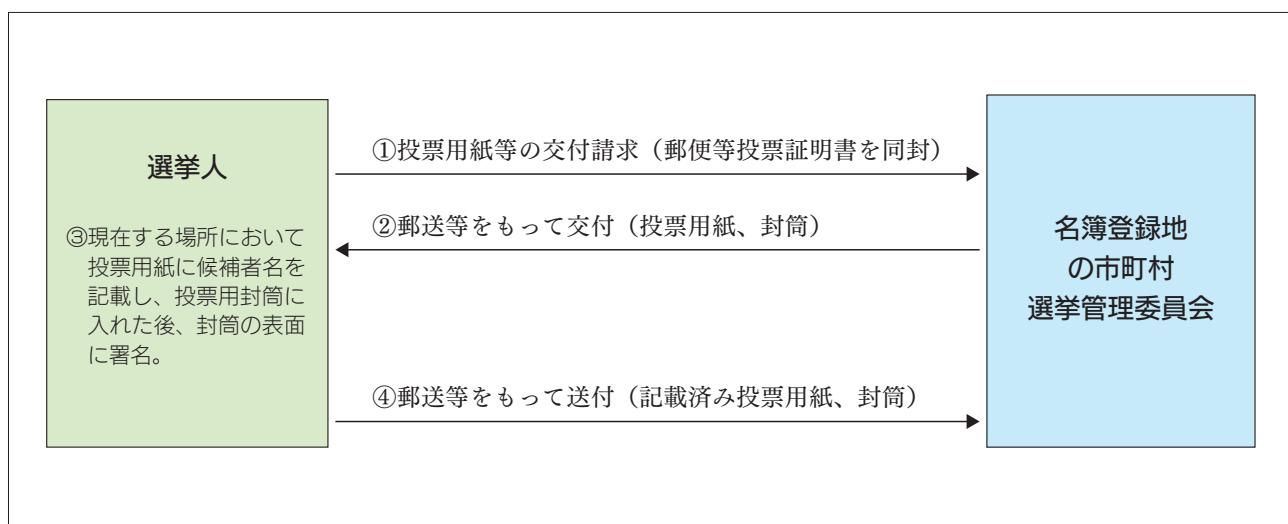
体が不自由で投票所へ行けない人のために

- ★ 体が不自由で投票所に行けない人のうち、重度の身体障害を有する人又は介護保険において要介護度5である者として認定されている人に限り、現在する場所（自宅、医院など）で、「郵便等による不在者投票」ができます。この制度は、身体に重度の障害があるために投票所へ行けない人に投票参加の道を開くものです。
- ★ この制度によって投票できるのは、身体障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害の程度が定められた基準に該当する人又は介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている人です。
- ★ 郵便等による不在者投票を行うには、あらかじめ自分の選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会に申請し、交付された郵便等投票証明書を所持していることが必要です。

★ 郵便等投票証明書の交付申請の手続き



★ 郵便等による不在者投票の投票手続き



なお、上の図の①投票用紙・投票用封筒の請求は、選挙の期日の4日前までに行う必要がありますので、注意してください。

★ 郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の①、②に該当する人は、あらかじめ市町村選挙管理委員会に届け出た者（国政選挙の選挙権を有する者に限ります。）に投票に関する記載をさせること（代理記載）ができます。

- ①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている人
- ②戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第2項症までである者として記載されている人

この代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、当該選挙人が代理記載の方法による投票を行うことができる者であることの証明手続き及び代理記載人となるべき者の届出の手続きを行っておく必要があります（これらの手続きは、同時に行うことが可能です。）。

これら代理記載の方法による投票に関する手続きについては、最寄りの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

〔選挙メモ〕

在外選挙

海外に在住する日本国民の選挙権行使の機会を保障し、国政に参加する途を開くための制度として在外選挙制度及び在外国民審査制度が設けられています。この制度によって投票を行うためには、あらかじめ在外選挙人名簿に登録されることが必要となります。

1 在外選挙人名簿の登録

(1) 在外選挙人名簿の登録

ア 対象者

満18歳以上の日本国民で、①又は②を満たす者

①国外に住所を有する者のうち、その者の住所を管轄する領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有する者（申請時に3か月以上住所を有している必要はありません。）

②国内の最終住所地の市町村選挙人名簿に登録されている者のうち、国外転出届の提出時に登録の移転申請（最終住所地の選挙人名簿から在外選挙人名簿への移転手続き）を行い、国外に住所を有する者（その者の住所を管轄する領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有している必要はありません。）

イ 申 請

①在外公館における申請

申請者本人又は申請者の同居家族等が、申請者の住所を管轄する領事館の窓口に行って申請してください。

②出国時（市役所又は役場における）申請

申請者本人又は委任を受けた者が、国外転出届の提出時、市町村の窓口で申請してください。

ウ 申請先

国内の最終住所地の市町村選挙管理委員会（海外で生まれ、日本で暮らしたことがない方などは、申請時の本籍地の市区町村選挙管理委員会）

(2) 在外選挙人証の交付

在外選挙人名簿に登録されたときは、市町村選挙管理委員会から在外選挙人証が交付されます。

2 在外投票

(1) 対象となる選挙

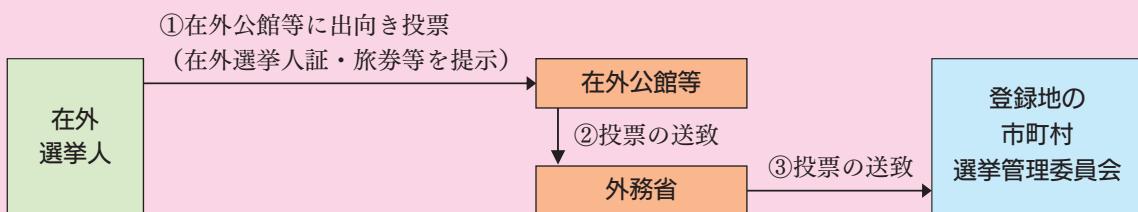
衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査

(2) 投票方法

在外公館での投票、郵便による投票及び一時帰国している場合の国内での投票の3つの投票方法（期日前投票、不在者投票、投票日当日の投票）があります。

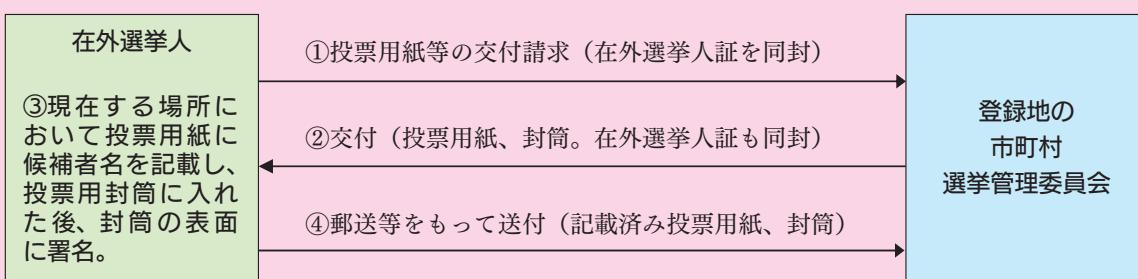
ア 在外公館投票の流れ

(図1) 在外公館投票



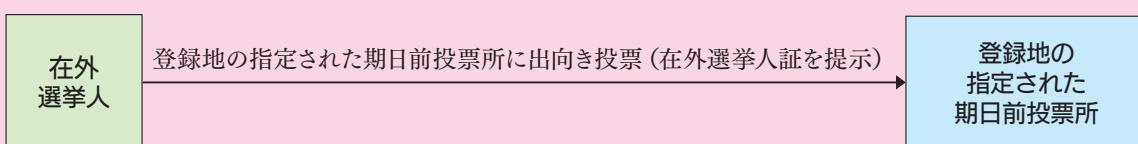
イ 郵便投票の流れの手続き

(図2) 郵便投票

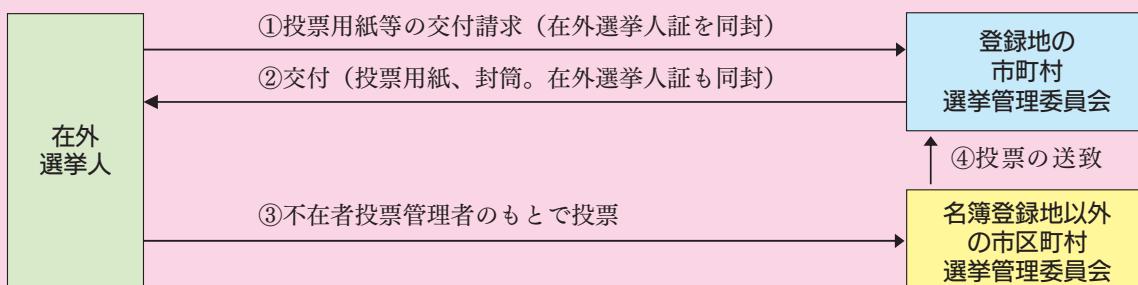


ウ 日本国内における投票の流れ（一時帰国している場合など）

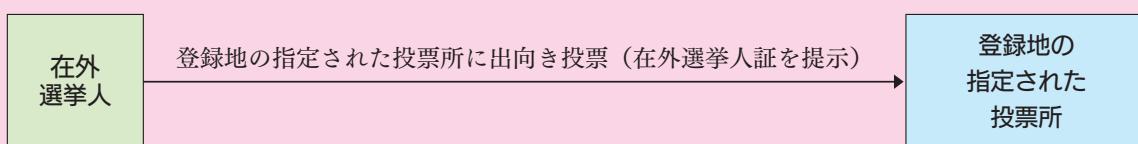
(図3) 登録地における期日前投票所



(図4) 登録地以外の市区町村における不在者投票



(図5) 登録地における投票日当日の投票



4 選挙運動のルール

選挙運動とは、特定の選挙で、自分の支持している人を当選させようとして、有権者にいろいろと働きかけることですから、誰でも自由にできることが理想です。ところが、完全に自由にしてしまうと、お金のある候補者が有利になったり、選挙運動の開始時期によって有利不利が生じるおそれがあります。そこで選挙運動には、候補者の負担の軽減や選挙運動の平等を保障するために各種の制限が設けられており、その代わりにいわゆる公営の選挙運動が広く認められています。

選挙運動を正しく行い、違反のないようにするためには、公職選挙法で規定される各種のルールを十分に心得ておく必要があります。

(1) 選挙運動とは…

「選挙運動」とは、「特定の選挙で、特定の候補者を当選させるため、選挙人に働きかけること。」とされています。

選挙期日が公示（告示）される前であっても、誰の目から見ても何の選挙に向けた活動であると分かるような場合には、選挙が特定しているといえます。



選挙人に働きかけるのは、直接、誰々に投票してくださいということに限らず、誰々に投票しないでくださいと頼むことや、単に特定候補者の名前を選挙人に知らせることなども、特定の候補者の当選を目的としていれば「選挙運動」に当たります。

なお、政党等がその主義政策を宣伝することは、結果的に所属候補者の当選を図るものになるとしても、主義や政策を普及、推進することを目的としている政党の性質からして、一般的には、特定候補者を当選させる「選挙運動」には該当しないとされています。

(2) 選挙運動期間は…

選挙運動ができるのは、立候補の届出が受理されたときから、投票日の前日の午後12時までです。ただし、街頭演説や車上の連呼行為は、その期間のうちでも午前8時から午後8時までの間でなければなりません。

- ★ 選挙運動を行う上での準備行為、すなわち、ポスター・看板の作成、選挙事務所の借り入れ交渉などは、立候補届出以前であっても「選挙運動」には当たらないとされ、立候補の準備行為として行うことができます。
- ★ 投票日当日において、選挙事務所を投票所の入口から300m以外の区域に設置することや、選挙事務所に看板を掲げておくこと、選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと、ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画をそのままにしておくことは差し支えありません。

(3) 選挙終了後の挨拶は…

選挙運動とは関係なくなり、自由であるように思えますが、多くの費用を要したり、事後買収のおそれもあるため、一定の行為について禁止されています。

禁止される挨拶行為は、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的で次のような行為をすることです。

- ★ 戸別訪問したり、当選祝賀会その他の集会、パレードを開催すること。
- ★ 当選御礼の葉書や看板を頒布、掲示すること。ただし、自筆の信書、祝辞・見舞いの答礼のためにする信書は差し支えありません。また、インターネット上で行う挨拶行為については、禁止されていません。

(4) 選挙事務所は…

原則として候補者*につき1箇所設置することができます（参議院選挙区選挙・知事選挙について、本県では2箇所まで設置することができます）。衆議院・参議院・知事の選挙では、選挙管理委員会の交付した標札を掲げなければなりません。また、休憩所・連絡所のようなものは、どのような名目であっても設置することは禁止されています。

*参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、選挙事務所を設置することができません。

(5) 選挙運動を禁止される者は…

- ★ 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、選挙管理委員会の委員・職員、裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員など。
- ★ 一般職の国家公務員、地方公務員及び公立大学法人以外の公立学校の教職員（政治的行為が制限され、公の選挙で投票をするようにならないように勧誘運動をすることは禁止されています。）
- ★ 満18歳未満の者（労務に従事するだけなら差し支えありません。）
- ★ 選挙犯罪や政治資金規正法違反の罪を犯したため、公民権を停止されている者



(6) 地位を利用しての選挙運動は…

全ての公務員（特別職を含む。）、独立行政法人の職員、教育者、不在者投票管理者が、自らの地位による影響力をを利用して選挙運動をすることは禁止されています。



(7) 戸別訪問は…

戸別訪問は禁止品

いかなる人も全面的に戸別訪問が禁止されています。特定の候補者に投票するように依頼したり、投票しないよう依頼することや、演説会場などを知らせるために各家ごとに訪問することはできません。会社や工場を訪問することも同様です。



- (違反例)
- ★ ポスター掲示の承諾を求めるなどを口実に訪問すること。
 - ★ 署名運動に名を借りて訪問すること。
 - ★ 1人1日1戸訪問することを毎日続ける計画で訪問すること。
 - ★ 門前、作業所などへ呼び出して投票依頼すること。
 - ★ 後援会員が会員募集の名目で訪問すること。

(8) 飲食物の提供は…

原則として、いかなる名義であっても、選挙運動に関し、飲食物を提供することは禁止されています。特に投票依頼の目的がない場合でも、選挙運動に関して飲食物が提供される場合には、同様に禁止される行為に当たります。候補者が提供することはもちろん、第三者が提供することも禁止されています。



- (違反例)
- ★ 選挙事務所を訪れた人に、酒や弁当を出すこと。
(ただし、湯茶や通常用いられる程度の菓子を出すことは許されています。また、候補者*が運動員・労務者のために弁当（金額・数に制限がある。）を提供することも許されています。)
 - ★ 陣中見舞として、候補者に酒などを提供すること。

※参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、運動員・労務者のために弁当を提供できません。

(9) 気勢を張る行為は…

選挙人の耳目を集めたり、威圧するために、自動車や自転車等を連ねたり、チンドン屋を雇ったり、隊伍を組んで往来することは禁止されています。

(10) 連呼行為は…

演説会場や街頭演説の場所で行う場合と、午前8時から午後8時までの間に選挙運動用自動車に乗車して行う場合は差し支えありませんが、このほかの場合は禁止されています。

また、学校、病院等の近くでは差し控えなければならないのは当然ですが、国・地方公共団体が所有又は管理する建物（個人演説会等を開催する場合を除く）や病院等の療養施設内においても、連呼行為はできません。



(11) 署名運動は…

選挙に関し、投票を得る目的、投票を得しめない目的をもって署名運動をすることは、戸別訪問の禁止の脱法行為として行われるおそれがあるため、禁止されています。また、条例改廃等の直接請求のための署名収集も、当該選挙期日までの一定期間禁止されています。

(12) 選挙運動用自動車・拡声機は…

衆議院比例代表選挙以外の選挙において、候補者は1台1そろい（参議院名簿登載者*は2台2そろい）を使用することができ、選挙管理委員会が交付する表示をつけておかなければなりません。

候補者の使用する自動車の種類については、普通自動車、ライトバンのようなものに限られます。なお、町村の長・議員の選挙にあっては小型貨物自動車も使用することができます。

乗車できる者は、候補者と運転手を除き4人以内で、選挙管理委員会が交付する腕章を着用しなければなりません。

また、衆議院議員選挙では、候補者届出政党・衆議院名簿届出政党等も、都道府県選挙管理委員会・中央選挙管理会の交付する表示を付けて、自動車・拡声機を使用することができます。この場合、自動車については、車種制限も乗車制限もなく、腕章の着用義務もありません。

なお、自動車の走行中は、一定の制限のもとに連呼行為をすることができます。

*参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、選挙運動用自動車・拡声機を使用することができません。

(13) 文書、図画については…

★ 頒布できる選挙運動用の通常葉書の枚数は、次のとおりです。

衆議院小選挙区選挙

候補者届出政党	届出候補者 1人につき 20,000枚 (本県の場合、最高 100,000枚)
候補者	候補者 1人につき 35,000枚
参議院選挙区選挙	候補者 1人につき 45,000枚 (本県の場合)
参議院比例代表選挙	名簿登載者* 1人につき 150,000枚
県知事選挙	候補者 1人につき 45,000枚 (本県の場合)
県議会議員・市長選挙	" 8,000枚
市議会議員選挙	" 2,000枚
町村長選挙	" 2,500枚
町村議会議員選挙	" 800枚

*参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、通常葉書を頒布することができません。

選挙運動用の通常葉書の記載内容に制限はありませんが、葉書は、必ず郵便局の窓口に差し出さなければなりません。なお、いかなる名目であっても、この葉書以外に選挙運動のために葉書や封書を送付することは禁止されています。

- ★ また、各種選挙では、一定の制限のもとに選挙運動用ビラが頒布できます。



候補者個人の使用できる選挙運動用ビラ

選挙の種類	地方選挙	衆議院(小選挙区)	参議院(選挙区)	参議院(比例代表)
頒布者	候補者	候補者	候補者	名簿登載者(特定枠の候補者を除く)
枚数	知事選 160,000 枚(本県の場合) 市長選 16,000 枚・町村長選 5,000 枚 県議選 16,000 枚・市議選 4,000 枚 町村議選 1,600 枚	70,000枚	160,000枚(本県の場合)	250,000枚
種類	選挙管理委員会に届け出た2種類以内			中央選挙管理会に届け出た 2 種類以内
証紙	選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布できません。			中央選挙管理会の交付する証紙を貼らなければ頒布できません。
大きさ	長さ29.7cm、幅21cm			
頒布方法	新聞折り込み、選挙事務所内、個人演説会場内、街頭演説の場所		政党等の選挙事務所内、演説会場内、街頭演説の場所も可	政党等の選挙事務所内も可

政党等の使用できる選挙運動用ビラ

選挙の種類	衆議院(小選挙区)選挙	衆議院(比例代表)選挙
頒布者	候補者届出政党	衆議院名簿届出政党等
枚数	届出候補者1人につき4万枚(本県の場合、最高20万枚)(頒布は、候補者を届け出た選挙区ごとに4万枚以内)	枚数制限なし
種類	種類制限なし	中央選挙管理会に届け出た2種類以内
証紙	選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布できません。	証紙の添付は不要です。
大きさ	長さ42cm、幅29.7cm	規格制限なし
頒布方法	個人用ビラの頒布方法に同じ。(郵送による頒布は、平成8年6月法改正で禁止)	

- ★ 衆議院議員選挙又は参議院議員選挙に限り、候補者届出政党又は名簿届出政党等は、当該政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で、国政に関する重要政策等を記載したもの(いわゆるマニフェスト)として総務大臣に届け出たもの2種類(ただし、うち1種類は要旨等を記載したもの)(以下「パンフレット等」)を選挙運動期間中においても頒布することができます。ただし、パンフレット等に候補者の氏名類推事項を掲載することは、当該政党等の代表者を除き禁止されています。

また、パンフレット等の表紙には、頒布責任者、印刷者の氏名及び住所並びに総務大臣に届け出たパンフレット等である旨を表示する記号を記載しなければならないとされています。

なお、このパンフレット等の頒布の方法については、「政党等」及び「当該政党等に所属する当該選挙の候補者」の選挙事務所内、演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られています。

★ 選挙運動のために掲示できる文書図画は、次のとおりです。

- 選挙事務所を表示するためのポスター、立札、看板、ちょうちんの類
- 選挙運動用自動車に取り付けるポスター、立札、看板、ちょうちんの類
- 候補者が身につけるたすき、胸章、腕章の類
- 演説会場で使用するポスター、立札、看板、ちょうちんの類
- 屋内の演説会場で使用する映写の類
- 選挙運動用ポスター
- 個人演説会告知用ポスター（衆議院（小選挙区）・参議院（選挙区）・知事の選挙に限る。）

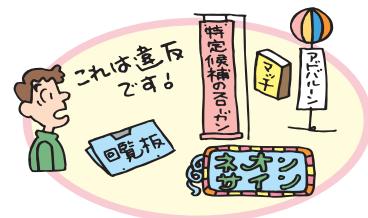
これらについては、数、大きさ、掲示場所、使用方法等について制限があります。

※参議院比例代表選挙における特定枠の候補者には、参議院名簿登載者個人として選挙運動を行うことが認められていません。

★ 選挙運動用ポスターは、演説会の告知、政策の宣伝、投票依頼等、選挙運動のために掲示することができます。

候補者個人の使用する選挙運動用ポスター

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙・知事の選挙では、ポスター掲示場1箇所につき1枚に限られ、所定のポスター掲示場以外は掲示できません。



県議・市町村長・市町村議の選挙では、ポスター掲示場の設置を条例で定めている場合、ポスター掲示場1箇所につき1枚に限られ、所定のポスター掲示場以外には掲示できません（群馬県議会議員及び県内市町村長・議員の場合、条例の定めがあります。）。

その他の場合にあっては、一定の場所等を除き原則として自由に掲示できますが、参議院比例代表選挙では名簿登載者^{*}1人につき7万枚が上限となっており、中央選挙管理会の定めるところにより検印を受けるか、交付された証紙を貼付しなければ掲示できません。

※特定枠の候補者は、ここでいう名簿登載者には含まれません。

政党等の使用する選挙運動用ポスター

衆議院小選挙区選挙では、候補者届出政党が、都道府県ごとに、届出候補者1人につき1,000枚で算出した枚数（本県の場合、最高5,000枚）、選挙運動用ポスターを掲示（候補者を届け出た選挙区ごとに1,000枚以内）できます。

衆議院比例代表選挙では、衆議院名簿届出政党等が、選挙区（北関東選挙区：茨城、栃木、群馬、埼玉）ごとに、中央選挙管理会に届け出た3種類以内で、名簿登載者1人につき500枚で算出した枚数の選挙運動用ポスターを掲示できます。

いずれも、選挙管理委員会若しくは中央選挙管理会の行う検印を受け、又は交付された証紙を貼付しなければ掲示できません。

★ ポスター掲示場以外に掲示できるポスターであっても、国・地方公共団体の所有し、又は管理するものや不在者投票の記載所では掲示できません。また、他人の工作物（建物やへい等）に掲示するときは、居住者、管理者又は所有者の承諾を得なければならず、承諾なしに貼つてある場合は、その居住者等は自由に撤去することができます。

- (違反例) ★ 候補者の氏名や写真の入ったビラを街頭で配ったり郵便受けに入れたり、回覧したりすること。（散布や回覧は禁止される。）
- ★ 同業組合、労働組合の機関紙に支持候補の推薦決定文などをのせて、組合員以外にも多数配ること。
- ★ 年賀状、挨拶状などに候補者や候補者の選挙運動に従事する者の氏名を表示して選挙区域内で頒布すること。
- ★ 選挙用の葉書、ポスターを回覧板にして回覧すること。

(14) インターネットの利用は…

インターネットを利用した選挙運動を一部解禁する法改正が平成25年4月に行われ、同年7月に行われた参議院議員選挙から適用されました。

本改正により、誰でも自分のメールアドレス等の連絡先を表示した上で、ウェブサイト等で選挙運動を行うことができるようになりました（ただし、有料のインターネット広告を利用できるのは政党等に限られます。）。

一方、電子メールを使用することができるのは、候補者と政党等に限られ、その送信先も事前に受信について同意した人だけであることに注意が必要です。

なお、インターネットに限られるわけではありませんが、選挙に関して虚偽の事項を公表すると処罰されます。

(15) 街頭演説は…

候補者個人の行う街頭演説

候補者*は午前8時から午後8時までの間に、選挙管理委員会が交付した標旗を掲げて、その場所に止まり行うことができます。

その際の運動員は、自動車に乗車できる運動員4人を含めて15人以内で、選挙管理委員会が交付する腕章を着用していかなければなりません。

場所については、連呼行為と同様の制限があります。また、長時間にわたり、同一の場所に止まって演説することのないよう努めなければならないとされています。

さらに、学校や病院、診療所その他の療養施設の周辺では静かにするよう努めるものとされています。

*参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、街頭演説を行うことができません。

政党等の行う街頭演説

衆議院小選挙区選挙の候補者届出政党、衆議院比例代表選挙の衆議院名簿届出政党等は、停止した選挙運動用自動車の車上及びその周囲で、午前8時から午後8時までの間に行うことができます。

場所については、個人と同様の制限がありますが、選挙運動員の人数制限はなく、標旗・腕章は不要です。

(16) 演説会は…

候補者*が開催する個人演説会、衆議院小選挙区選挙の候補者届出政党が開催する政党演説会、衆議院比例代表選挙の衆議院名簿届出政党等が開催する政党等演説会においてのみ、選挙運動のための演説会を行うことができます。

学校や公民館など（公営施設利用）で開催するときは、開催する日の2日前までに市町村選挙管理委員会へ申し出なければなりませんが、寺院や私人の家などで行う場合は届出の必要はありません。また、開催回数に制限はありません。

なお、候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等以外の者（婦人会、青年団など）が主催する演説会は、どのような名目であっても選挙運動のためにすることは禁止されており、候補者以外の者が2人以上の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が2以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が2以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することも、この禁止に該当するものとみなされます。

★ 以上のとおり、言論による選挙運動はかなり自由に行なうことができますが、文書図画による選挙運動は厳しく制限されています。文書による選挙運動を自由にすると、費用が増加し、あるいは文書がはん濫して、公正な選挙、明るい選挙を期待できなくなるおそれがあるためです。

違反者には



*参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、個人演説会を開催することができません。

(17) 公職の候補者等の寄附は…

立候補予定者や現在公職にある人（以下「政治家」）が、選挙区内にある者に寄附すること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除き、全て罰則の対象となっています。

- ① 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ② 政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。)

※ 政治教育集会に関する実費の補償としてする寄附であっても、**次のものは禁止され罰則の対象となります。**

- ★ 食事の実費補償（食事の提供も含む。）として行う寄附
- ★ 供應接待（酒食の提供、映画演劇の鑑賞、温泉への招待等）が行なわれるような集会でなされる寄附
- ★ 政治家の選挙区外で行なわれる集会でなされる寄附
- ★ 政治家の選挙に関する一定期間（任期満了による選挙ではその任期満了日前90日に当たる日から当該選挙の投票日までの間）内に開催の集会でなされる寄附

なお、政治家以外の者が、政治家名義で政治家の選挙区内にある者に寄附することも罰則をもって禁止されています。

また、政治家に対し、その選挙区内にある者に寄附を出すよう勧誘や要求をする行為も禁止されており、政治家を脅して勧誘や要求をしたり、政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家以外の者に、政治家名義で政治家の選挙区内にある者に寄附を出すよう勧誘や要求をすることも禁止されており、脅して行うと処罰されます。いずれの場合でも処罰を受ければ、公民権停止の対象となります。

(18) 後援団体の寄附は…

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に寄附すること（政党や後援する政治家に対する寄附及び後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附は除かれます。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、その時期のいかんを問わず、処罰され、公民権停止の対象となります。

※ 後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附であっても、**次のものは禁止され罰則の対象となります。**

- ★ 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附
- ★ 後援する政治家の選挙に関する一定期間（任期満了による選挙ではその任期満了日前90日に当たる日から当該選挙の投票日までの間）内になされる寄附

これらのことはすべて禁止です！

（政治家・後援団体とも）



(19) 年賀状等の挨拶状は…

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候の挨拶状を出すことは禁止されています。

(20) 挨拶を目的とする有料広告は…

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対する挨拶を目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、挨拶を目的とする有料の広告を出すことを求めることも禁止されており、脅して（人を不安にさせるような行為によって）求めると処罰され、公民権停止の対象となります。

〔選挙メモ〕 禁止を免れる行為の制限

著述や演芸の広告、会社や商店の営業広告の掲示、頒布又は年賀状、暑中見舞状の頒布等は、日常生活で一般的に行われていますが、選挙間近になりますと、これらに名を借りて選挙運動のため使用していると思われる文書図画が頒布されたり、掲示される場合がしばしば見られます。これらを放任することは、選挙の公正を害することとなり、選挙運動の文書図画の制限も無意味となるおそれがありますので、公職選挙法は、禁止を免れる行為として制限しています。

1 禁止を免れる行為

何人も、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他どのような名義をもってするを問わず、文書図画の頒布と掲示の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボルマーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません。

2 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を、候補者の選挙区内に頒布したり掲示することは、禁止を免れる行為とみなされます。

5 公営による選挙運動

★ 各候補者が無料でできる選挙運動(公営による選挙運動)としては、次のものがあります。

選挙の種類 区分	衆議院 (比例代表選出)議員	衆議院 (小選挙区選出) 議員		参議院 (比例代表選出) 議員		(選挙区選出) 議員	都道府県知事	都道府県議会議員	市長	市議会議員	町村長	町村議会議員
		候補者届出政党	公職の候補者	名簿届出政党等	名簿登載者							
1 選挙管理委員会がその全部を行うもの												
投票記載所の氏名等の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 内容は候補者等が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの												
ポスター掲示場の設置			○			○	○	○	□	□	□	□
選挙公報の発行	○		○	○		○	○	○	□	□	□	□
3 選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うもの												
演説会(個人・政党・政黨等) の公営施設使用	△	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○
4 選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの												
新聞広告	●	○	○	●		○	○	△	△	△	△	△
政見放送	○	○		○		○	○					
経歴放送			○			○	○					
通常葉書の交付		△	○		○	○	○	○	○	○	○	○
通常葉書の作成		△	◎		◇	◎	△	△	△	△	△	△
特殊乗車券等の無料交付			○		○	○	○					
選挙運動用ビラの作成	△	△	◎		◇	◎	□	□	□	□	□	□
選挙運動用ポスターの作成	△	△	◎		◇	◎	□	□	□	□	□	□
選挙事務所の立札・看板の作成	△	△	◎	△	◇	◎	△	△	△	△	△	△
演説会場(個人・政党・政黨等) の立札・看板の作成	△	△	◎		△	○	△	△	△	△	△	△
選挙運動用自動車等の立札・ 看板の作成	△	△	◎		◇	○	△	△	△	△	△	△
選挙運動用自動車の使用	△	△	◎		◇	○	□	□	□	□	□	□

- (注)
- ① 衆議院(比例代表)では、衆議院名簿届出政党等だけが選挙運動を行うことができます。
 - ② 参議院(比例代表)では、特定枠の候補者が参議院名簿登載者個人として選挙運動を行うことが認められていません。
 - ③ ○印は、公営(無料)で行われます。
 - ④ ◎印は、供託金が没収されない場合に限って公営で行われます。
 - ⑤ ●印は、得票数が一定数(衆議院比例代表選挙は選挙区の有効投票の総数の100分の2、参議院比例代表選挙は有効投票の総数の100分の1)以上の場合に限って公営で行われます。
 - ⑥ ◇印は、当選人となるべき順位が当該名簿届出政党等の当選人の数に2を乗じて得た数に相当する順位までにある場合に限って公営で行われます。
 - ⑦ △印は、制度はあっても公営で行われないものです。(有料でできます。)
 - ⑧ □印は、都道府県又は市町村の条例により公営で行うことができます。
 - ⑨ 空欄は、制度がないものです。(選挙運動には使用できません。)

(1) 投票記載所の氏名等の掲示

衆議院小選挙区選挙では、投票記載所に「候補者の氏名及び候補者届出政党の名称」が掲示されます。

参議院選挙区選挙・地方公共団体の議会の議員又は長の選挙では、投票記載所に「候補者の氏名及び党派別」が掲示されます。

衆議院比例代表選挙では、投票を記載する場所に「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」が掲示され、併せて投票所内の適当な箇所に「衆議院名簿届出政党等の名称及び略称」のほか、「衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位」が掲示されます。

参議院比例代表選挙では、投票記載所に「参議院名簿登載者の氏名*」並びに「参議院名簿届出政党等の名称及び略称」が掲示されます。

なお、不在者投票記載所（市役所、町村役場のみ）においても、候補者の氏名、党派、候補者届出政党の名称、名簿届出政党等の名称、略称が公示（告示）日の翌日から掲示されます。

*参議院比例代表選挙では、特定枠の候補者を設定する場合、その者の氏名に加え、当選人となるべき順位が掲示されます。

(2) 選挙公報

衆議院・参議院・知事の選挙で発行する選挙公報は、選挙の期日の2日前までに、選挙人名簿に記載された人が属する全世帯に配布されます（群馬県では、県条例により県議会議員選挙について、また県内の各市及び一部の町では、当該市町の条例により、選挙公報の発行を定めています。）。

なお、字数制限はありませんが、掲載文に図、イラストレーション等を記載しようとする場合は、それらの部分の面積の合計面積は、掲載文を記載することができる面積のおおむね2分の1以下に限られます。



(3) 個人演説会の公営施設使用

個人演説会のため、公営施設（学校、公民館、市民会館や市町村の選挙管理委員会が指定した市民体育館などの施設）を各1回に限り無料で使用できます。

政党演説会、政党等演説会のためにも、公営施設を利用できますが、全て有料となります。

公営施設で個人演説会、政党演説会、政党等演説会を開催する場合、市町村の選挙管理委員会に対し、開催日の2日前までに申し出をしなければなりません。なお、1回の使用時間は5時間を超えることができません。

(4) 新聞広告

候補者は、選挙運動期間中に、次にあげる回数に限り、一定の大きさ（横9.6cm、縦2段組以内）で選挙に関する新聞広告をすることができます。

候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等は、届出候補者の数、衆議院名簿登載者の数、参議院名簿登載者の数に応じて定められた寸法、回数で新聞広告することができます。

衆議院小選挙区選挙	5回	(無料)
参議院選挙区選挙	5回	(無料)
知事選挙	4回	(無料)
その他の地方選挙	2回	(有料)

(5) 政見放送、経歴放送

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙・知事の選挙において、群馬県では、NHK、群馬テレビ株式会社、株式会社文化放送及び株式会社エフエム群馬で政見放送、また、NHKでは経歴放送が行われます。

なお、衆議院小選挙区選挙において政見放送を行えるのは、候補者届出政党のみです。

(6) 通常葉書

選挙運動用葉書は、日本郵便株式会社で選挙用である旨の表示をしたものでないと使用できません。選挙長の発行する証明書を、選挙運動期間中に決められた郵便局に提示すると、選挙用の表示のある通常葉書が無料で交付されます。

この葉書の交付に代え、手持ちの私製葉書を使用し、選挙用の表示を受けて差し出すこともできます。私製葉書は立候補前にあらかじめ印刷できますが、台紙代は無料となりません（郵送料は無料となります。）。

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙で供託物を没収されなかった候補者、参議院比例代表選挙で参議院名簿登載者※の当選人となるべき順位が当該政党等の当選人の数の2倍にある者まで、葉書の作成（印刷）が一定限度額の範囲内で無料となります。

※特定枠の候補者は、ここでいう名簿登載者に含まれません。

(7) 特殊乗車券

衆議院小選挙区選挙・参議院選挙区選挙・知事の選挙では、15枚の特殊乗車券の交付を受けることができ、各候補者は鉄道やバスなどを無料で利用できます。

参議院比例代表選挙では、参議院名簿登載者※は、各々6枚の特殊乗車券又は特殊航空券の交付を受けることができ、鉄道やバス、飛行機などを無料で利用できます。

※参議院比例代表選挙における特定枠の候補者は、特殊乗車券の交付を受けることができません。



6 誰でもできる選挙運動

(※満18歳未満の者、公民権を停止されている者は除く)

(1) 個々面接

- ★ 街頭やバス・電車の中でたまたま出会った知人に投票の依頼をすることができます。
なお、選挙人の家を訪ねて投票を頼んで歩くことは、戸別訪問として、公職選挙法で禁止されています。
- ★ 商店、スーパーマーケットなどへ、たまたま買い物に来たお客様に対し、店主や店員から投票を依頼することができます。

(2) 電話の利用

電話を使って有権者を次々に呼び出して投票を依頼することができます。
なお、電報を打つことは、禁止されています。



(3) 選挙運動用葉書の利用

選挙運動に利用できる「選挙用」と表示された葉書を候補者から受け取り、有権者自身の名で知人などに候補者を推薦することができます。

この「選挙用葉書」以外の葉書や封書で出すと選挙違反になります。この葉書は、郵便局の窓口に差し出さなければなりません。

(4) インターネットの利用

自分のメールアドレス等の連絡先を表示した上で、ウェブサイト等で自らが支持する候補者への投票を呼びかけることができます。ただし、電子メールを利用した選挙運動については、候補者と政党等に限られます。(30ページ参照)

(5) 幕間演説

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会、会社の集会等の休憩時間に、そこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説をすることができます。しかし、あらかじめ聴衆を集めてもらっておいて、そこに出向いて演説することは禁止されています。

(6) 個人演説会

個人演説会における弁士として、選挙演説をすることができます。

(7) 労務提供

ポスター掲示場にポスターを貼ったり、選挙事務所での手伝いをすることができます(判断を要しない単純労務であれば、満18歳未満の者でも従事可能です。)。

(8) 選挙運動資金の寄附

選挙運動資金の一部として、候補者に現金を寄附することができます。

しかし、陣中見舞として酒などを候補者に贈ることは、禁止されています（飲食物の提供の禁止）。もし贈った場合には、贈った側が罰せられることになります。

※ 個人が候補者に対してできる寄附については、政治資金規正法の制限があります。（参考資料4(4) 参照）

- 金銭等（金銭及び有価証券）による寄附は、選挙運動資金として行う寄附を除き禁止されます。
- 金銭等以外の寄附は、候補者1人に対し、その政治活動に関して年間150万円まですることができます。

〔選挙メモ〕

買収、供応

ある特定の候補者を当選させること又は当選させないことを目的として人に金銭や物品を渡したり、供応接待すなわちごちそうをしたり、そのような事情を知りながらその金銭や物品を受けたり、ごちそうになったりすることは、選挙犯罪のうちで最も悪質であり、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます。義理にからまれてやむを得ず受け取った場合でも罰せられますが、選挙の事前であっても事後であっても罰せられます。



7 選挙運動に使ってもよいお金

- ★ 選挙運動の方法は多様であり、多くの経費が必要とされます。ただし、経費に一定の限度を設けないと、候補者の人物、識見、政策等を争うよりも、候補者の資金力の争いによる選挙になってしまう危険性があります。
- ★ そこで、公職選挙法では、選挙運動に使ってよいお金の制限額（選挙運動費用の法定制限額）を決めて、お金の力によって選挙が支配され、汚され、ゆがめられることを防ごうとしています。
- ★ 選挙運動費用の法定制限額は選挙ごとに算出方法が異なり、また、有権者数や定数によって算出することから、同じ選挙でも、選挙区によって異なります。

選挙運動費用制限額の算出方法

選挙運動費用の法定制限額は、次の方法で算出することになっています。

選挙の種類	制限額の算出方法
衆議院（小選挙区）議員 都道府県知事 市町村長	$\text{選挙人名簿登録者数} \times \text{人数割額} + \text{固定額} = \text{法定制限額}$ ^(注)
参議院（選挙区）議員 都道府県議会議員 市町村議会議員	$\frac{\text{選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額} = \text{法定制限額}$ ^(注)
参議院（比例代表）議員	5,200万円

(注) 公示（告示）日前日における選挙人名簿登録者数をいいます。

選挙の種類	人数割額	固定額	備考 [法定制限額の頭打ち額]
衆議院（小選挙区）議員	15円	1,910万円	—
参議院（選挙区）議員 (本県の場合)	13円	2,370万円	5,925万円（固定額の2.5倍の額）
都道府県知事	7円	2,420万円	6,050万円（固定額の2.5倍の額）
都道府県議会議員	83円	390万円	—
市長	81円	310万円	1,860万円（固定額の6倍の額）
市議会議員	501円	220万円	660万円（固定額の3倍の額）
町村長	110円	130万円	—
町村議会議員	1,120円	90万円	—

★ 出納責任者が選挙運動費用の制限額を超えて支出すると、出納責任者が処罰されるとともに、連座制により、候補者の当選が無効とされ、且つ、その後5年間、同じ選挙で同一の選挙区からは立候補できなくなります。

各候補者の出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附その他の収入や支出に関する事項を記載した報告書を、選挙の期日から15日以内に当該選挙を管理した選挙管理委員会に報告しなければなりません。

報告書を受理した選挙管理委員会は、報告書の要旨を公報等で公表することとされており、また、報告書は受理した日から3年間保存され、この間誰でも閲覧することができます。

8 選挙浄化の徹底

★ 連座制

公職選挙法は、選挙の腐敗を無くすことを目的として、候補者や立候補予定者に対し、選挙の浄化に関する重く、且つ、厳しい責任を負わせる「連座制」について規定しています。

「連座制」とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、たとえ、候補者や立候補予定者が買収等の行為に関わっていなくても、候補者の当選を無効とし、候補者や立候補予定者に5年間の立候補制限という制裁を科す制度です。

連座対象者

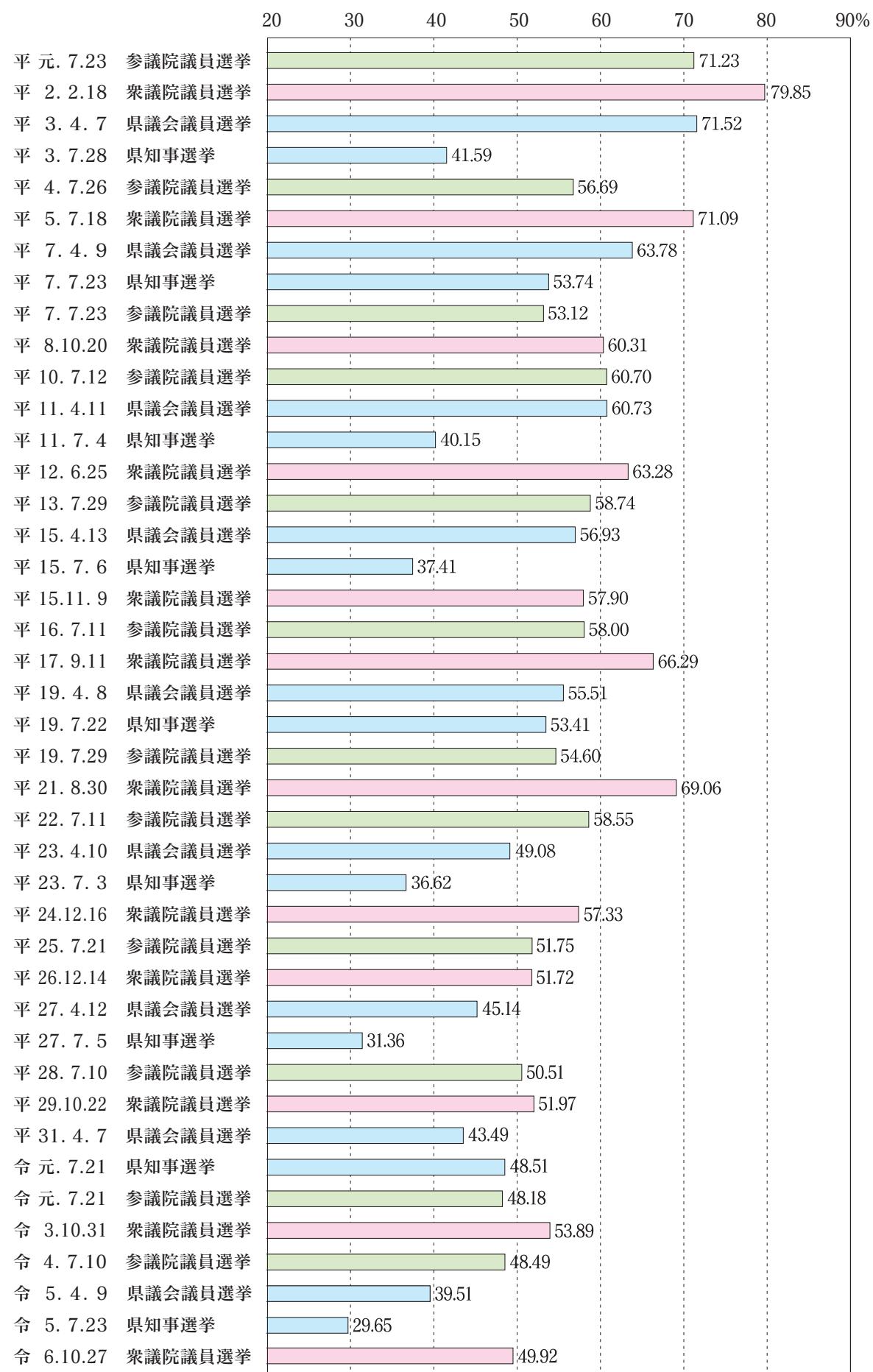
- 1 総括主宰者（実態で判断）
- 2 出納責任者（原則、公職選挙法第180条、第182条の届出があった者）
- 3 地域主宰者（実態で判断）
- 4 候補者又は立候補予定者の親族(注1)（候補者等と意思を通じて選挙運動をした者）
- 5 候補者又は立候補予定者の秘書(注2)（候補者等と意思を通じて選挙運動をした者）
- 6 組織的選挙運動管理者等

(注1) ここにいう「親族」とは、候補者又は立候補予定者の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹をいいます。

(注2) ここにいう「候補者等」とは、候補者、立候補予定者、総括主宰者又は地域主宰者をいいます。

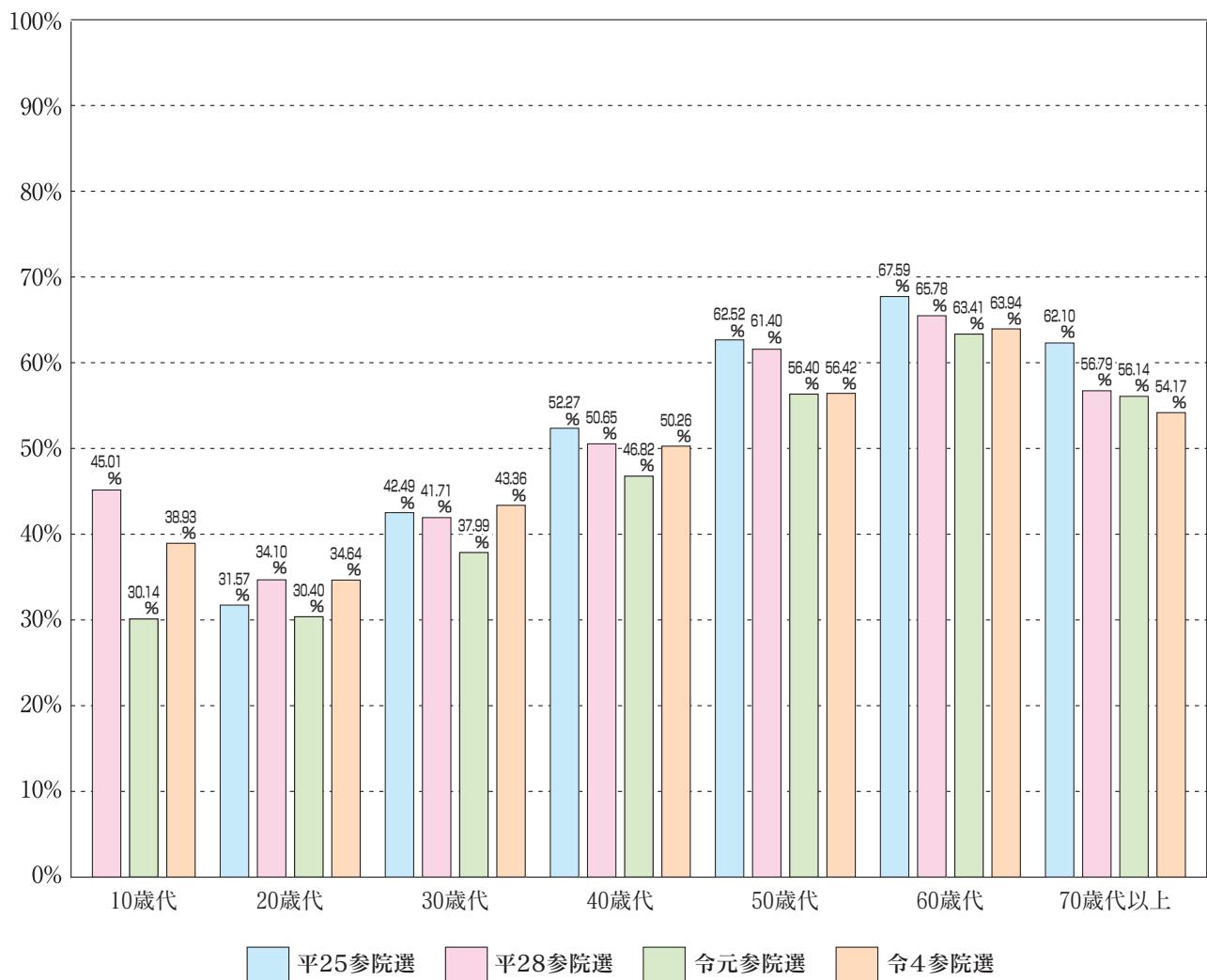
参考資料 1

群馬県における国・県の選挙別投票率



参考資料 2

群馬県の参議院議員選挙年代別投票率の推移



※平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げされました。

この図は、平成25年7月21日、平成28年7月10日、令和元年7月21日、令和4年7月10日に行われた参議院議員通常選挙において、県内の各市町村ごとに当該市町村の標準的な投票率を示した投票区を各一か所抽出し、その投票区の全ての有権者の投票状況を年齢別に調査し、その結果を年代別にまとめたものです。

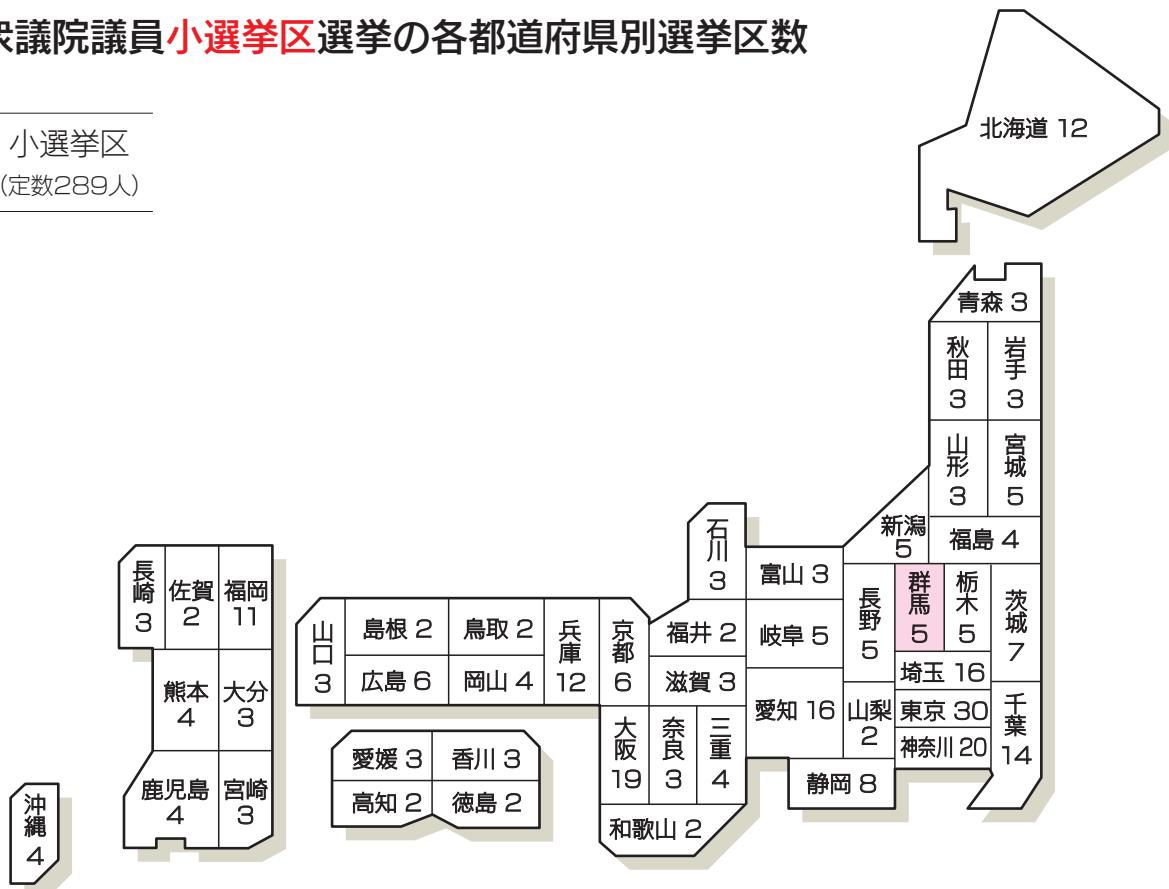
図のとおり、年代別の投票状況は、若年層では低く、高年齢層で高くなるという結果を示しています。

選 挙	調査対象人員	抽 出 率	抽出平均投票率	県平均投票率
平25 参院選	49,811人	3.07%	55.0%	51.75%
平28 参院選	49,811人	3.02%	53.24%	50.51%
令元 参院選	53,219人	3.29%	50.53%	48.18%
令4 参院選	58,313人	3.63%	51.97%	48.49%

参考資料3 <選挙区及び定数（11ページ以下参照）>

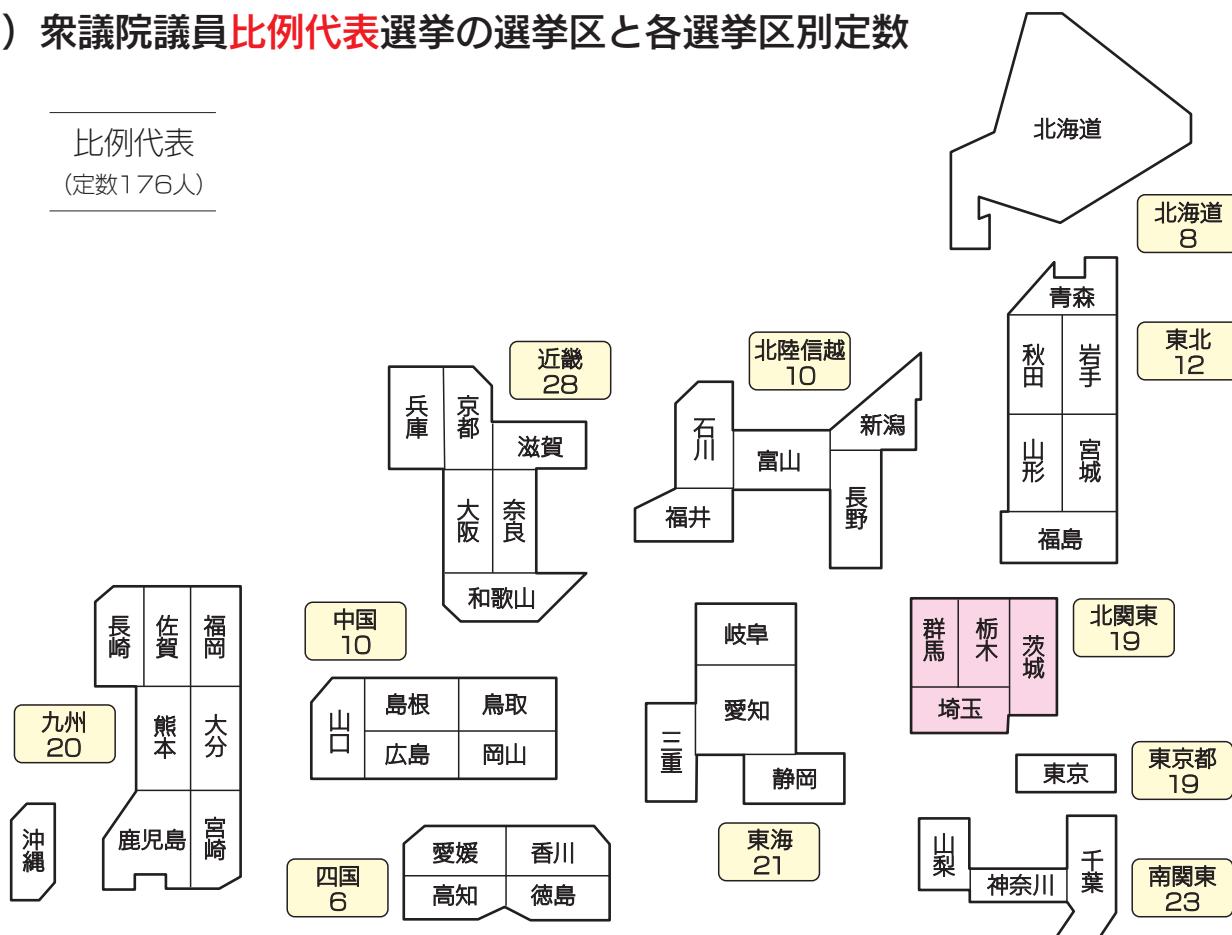
(1) 衆議院議員小選挙区選挙の各都道府県別選挙区数

小選挙区
(定数289人)

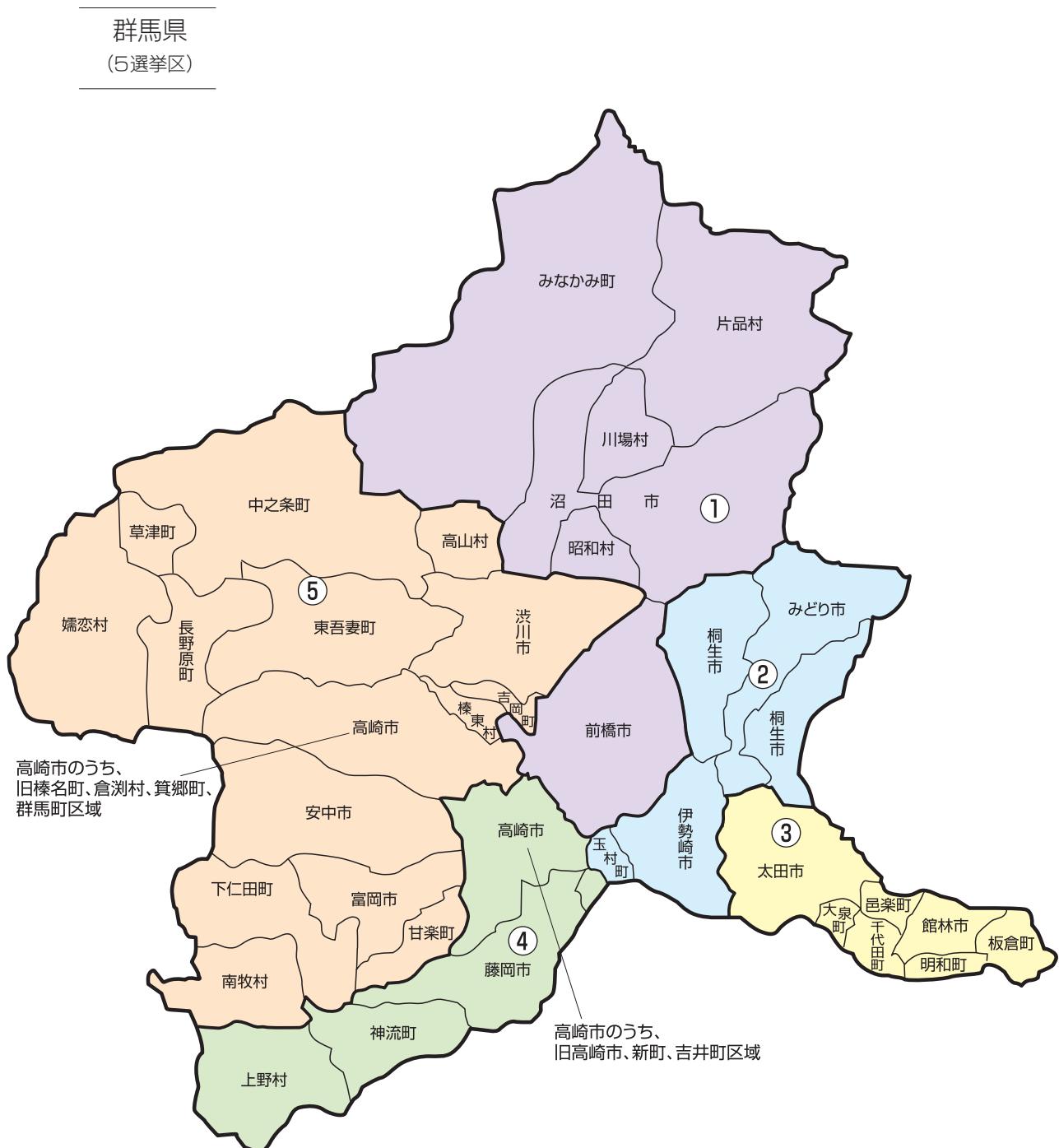


(2) 衆議院議員比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数

比例代表
(定数176人)



(3) 群馬県の衆議院議員選挙小選挙区図

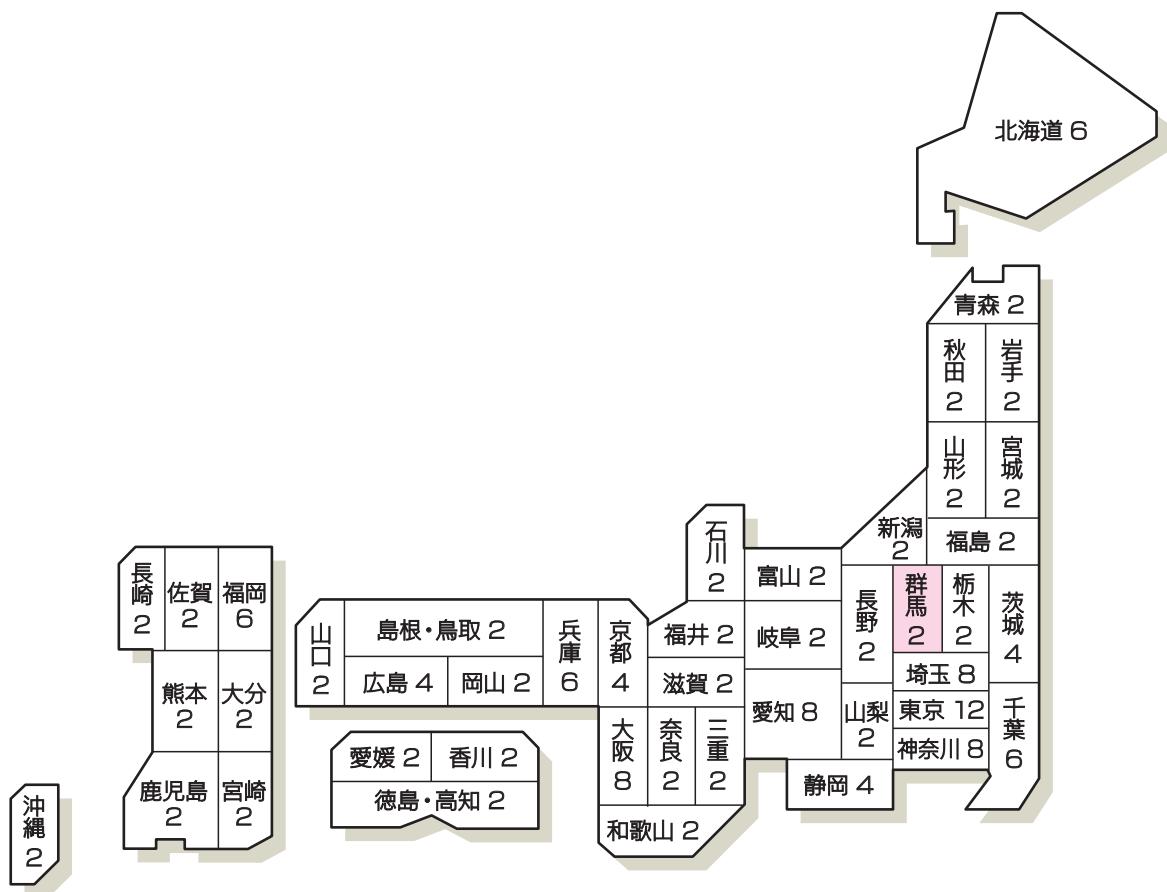


※令和4年の公選法改正により、小選挙区の区割りが一部変更されました。

(4) 参議院議員選挙区選挙の選挙区と各選挙区別定数

選挙区
(定数148人)

平成19年執行の選挙から群馬県選挙区の改選数は1となっています。



※参議院議員比例代表選挙は全国の都道府県の区域を通じて行われる選挙です。(定数100人)

(5) 群馬県議会議員選挙の選挙区と各選挙区別定数

18選挙区
(定数50人)

＜各選挙区の定数＞

選挙区名	北群馬郡	甘楽郡	吾妻郡	利根郡	佐波郡	邑楽郡	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市・多野郡	富岡市	安中市	みどり市	合計
定数	1	1	2	1	1	3	8	9	3	5	5	1	2	2	2	1	2	1	50



参考資料4 <寄附の制限>

(1) 請負契約者等の寄附の禁止(公職選挙法)

次の者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならないとされています。

寄附を制限される者	禁止される寄附行為		禁止される期間	備考	根拠条文 (公職選挙法)
	寄附の受領者	寄附の内容			
国と請負その他特別の利益を伴う契約者	何人(選挙区内外を問わない。自然人、法人、団体のすべて)	衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する寄附	<始期> 契約を結んだ時 <終期> 契約の終了又は消滅時	○寄附の勧誘 要求の禁止 ○寄附の受領 禁止	199条① 200条
地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約者	同上	地方公共団体の長又は議会の議員の選挙に関する寄附	同上	同上	同上
国が利子補給金を交付している者(融資者)からその利子補給金に係る融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るもの(除く))を受けている会社その他の法人(間接的に国から利子補給金を受けている会社その他の法人)	同上	衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する寄附	<始期> 融資者が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日 <終期> 利子補給金の交付の日から1年を経過した日	同上	199条② 200条
地方公共団体が利子補給金を交付している者(融資者)からその利子補給金に係る融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るもの(除く))を受けている会社その他の法人(間接的に地方公共団体から利子補給金を受けている会社その他の法人)	同上	地方公共団体の長又は議会の議員の選挙に関する寄附	同上	同上	同上

(2) 公職の候補者等の寄附の禁止(公職選挙法)

寄附を制限される者	禁止される寄附行為		禁止される期間	根拠条文 (公職選挙法)
	寄附の受領者	寄附の内容		
公職の候補者等 (注1)	その選挙区内にある者 (国、地方公共団体、自然人、法人、団体の全て。以下も同じ。但し、政治団体や親族に対する寄附は許される。)	寄附の全て(但し、その選挙期日以前の一定期間を除いて、供應接待が行われずにその選挙区内で開かれる政治教育等の集会に関して必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。)をすることは許される。)(注5)	常時	199条の2①
	自己の後援団体(その選挙区外の後援団体を含む。但し、政治資金規正法上の資金管理団体に対する寄附は許される。)	寄附の全て	その選挙期日以前の一定期間 (注5)	199条の5③④
公職の候補者等が役職員又は構成員である会社、法人、団体	その選挙区内にある者 (但し、政治団体に対する寄附は除かれる。) (注3)	公職の候補者等の氏名を表示するか氏名が類推されるような方法による寄附	常時	199条の3
公職の候補者等の氏名が表示されるか氏名が類推されるような名称が表示されている会社、法人、団体	その選挙区内にある者 (但し、政治団体やその公職の候補者等に対する寄附は除かれる。) (注3)	その選挙に関する寄附	常時	199条の4
後援団体(注2)	その選挙区内にある者 (但し、政治団体や当該公職の候補者等に対する寄附は除かれる。) (注4)	寄附の全て(但し、選挙期日以前の一定期間を除いて、当該政治団体の設立目的により行う行事等に関する寄附(花輪、香典等を除く。)は許される。)(注5)	常時	199条の5①④
何人(自然人、法人、団体の全て)	その選挙区内にある者	後援団体の集会や後援団体の行う見学旅行等の行事における供應接待、金銭、記念品その他の物品の供与	その選挙期日以前の一定期間 (注5)	199条の5②④

(注1) 「公職の候補者等」とは、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職にある者をいう。

(注2) 「後援団体」とは、政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者等の政治上の主義、施策を支持し、又はその者を推薦若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの。

(注3) 会社、労働組合その他の団体(政治団体を除く。)が、政党、政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることは、政治資金規正法により禁止されています。

(注4) 政党以外の者が、公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く。)に関して金銭又は有価証券による寄附をすることは、政治資金規正法により禁止されています。

(注5) 「その選挙期日以前の一定期間」とは、任期満了による選挙では、その任期満了日前90日に当たる日から、当該選挙の投票日までの間

(3) 寄附の質的制限 (政治資金規正法)

寄附を制限される者	禁止される寄附行為		禁止される期間	備考	根拠条文(政治資金規正法)
	寄附の受領者	寄附の内容			
国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法に基づく政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社、法人	次の者を除いて、全ての者（自然人、法人、団体） (ア) 地方公共団体の議会議員、長に係る公職の候補者等（注1） (イ) (ア) の者を推薦、支持、反対することを本来の目的とする団体 (ウ) (ア) の者を推せん、支持、反対することを主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体 (エ) (ア) の者に係る資金管理団体	政治活動に関する寄附	補助金等の交付の決定の通知を受けた日から1年間	○勧誘・要求の禁止 ○違法寄附を知りながらの受領禁止	22条の3 ①⑤⑥
国から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社、法人	同上	同上	資本金等を受けている期間	同上	22条の3 ②⑤⑥
地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法に基づく政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社、法人	○その地方公共団体の議会議員、長に係る公職の候補者（注1） ○その地方公共団体の議会議員、長に係る公職の候補者（注1）を推薦、支持、反対する政治団体 ○その地方公共団体の議会議員、長に係る公職の候補者に係る資金管理団体	同上	補助金等の交付の決定の通知を受けた日から1年間	同上	22条の3 ④
地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるもの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社、法人	同上	同上	資本金等を受けている期間	同上	22条の3 ④
赤字会社（3事業年度以上にわたり会社の確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金を生じている会社）	全ての者（自然人、法人、団体）	同上	その欠損がうめられるまでの間（次期繰越欠損金が生じなくなつたときまでの間）	○違法寄附を知りながらの受領禁止	22条の4
外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（注2）	同上	同上	常時	○違法寄附の受領禁止	22条の5
全ての者（自然人、法人、団体）	同上	本人以外の名義又は匿名で行う政治活動に関する寄附（注3）	同上	同上	22条の6

(注1) 「公職の候補者」には、現に公職にある者及び候補者になろうとする者を含む。

(注2) 主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であつてその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものを除く。

(注3) 街頭、一般に公開される演説会、集会の会場で、政党又は政治資金団体に対してする1,000円以下の匿名寄附を除く。

(4) 寄附の量的制限等(政治資金規正法 21、21の2、21の3、22)

寄 附 者	寄附の相手方	個 別 制 限	総 枠 (量) 制 限
		1 団体 1候補者 に対しての制限額	寄附の総枠(量)の制限額
公職の候補者	政党・政治資金団体	制限なし	年間2,000万円
	選挙区外にある他の公職の候補者	原則禁止 但し ①選挙運動に関する寄附 ②金銭等以外の寄附は年間150万円	他の候補者に対するものと、資金管理団体に対するものと、その他の政治団体に対するものと合わせて年間1,000万円 但し自己の資金管理団体に対する特定寄附は制限なし(注1)
	自己の資金管理団体	制限なし	
	その他の政治団体	年間150万円	
個人 (注3)	政党・政治資金団体	制限なし	年間2,000万円
	公職の候補者	原則禁止 但し ①選挙運動に関する寄附 ②金銭等以外の寄附は年間150万円	公職の候補者に対するものと、その他の政治団体に対するものと合わせて年間1,000万円
	その他の政治団体	年間150万円	
会社 労働団体 職員団体 その他の団体 (政治団体を除く)	政党・政治資金団体 (注2)	制限なし	資本金額、構成員数、前年の経費額等により750万円～1億円
	公職の候補者	禁止	禁止
	その他の政治団体	禁止	禁止
政党・政治資金団体以外の政治団体 (資金管理団体を含む)	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし
	公職の候補者	原則禁止 但し ①選挙運動に関する寄附 ②金銭等以外の寄附は制限なし	原則禁止 但し ①選挙運動に関する寄附 ②金銭等以外の寄附は制限なし
	その他の政治団体	年間5,000万円	制限なし
政党	政党・政治団体・ 公職の候補者	制限なし	制限なし
政治資金団体	政党・政治資金団体	制限なし	制限なし
	公職の候補者	原則禁止 但し ①選挙運動に関する寄附 ②金銭等以外の寄附は制限なし	原則禁止 但し ①選挙運動に関する寄附 ②金銭等以外の寄附は制限なし
	その他の政治団体	制限なし	制限なし

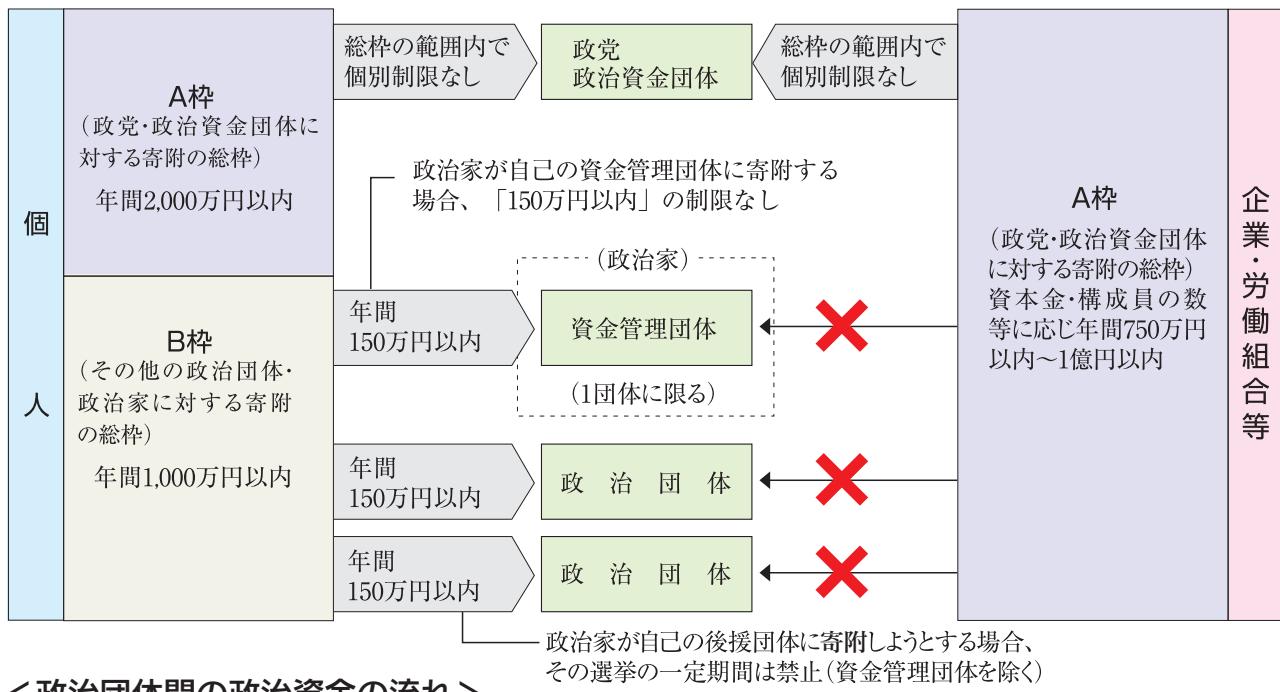
(注1)「特定寄附」とは、資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部を、自己の資金管理団体に対して寄附する場合の寄附をいう。

(注2) 政党的支部については、市町村又は選挙区の区域以上を単位とした支部以外には、会社等は寄附できない。

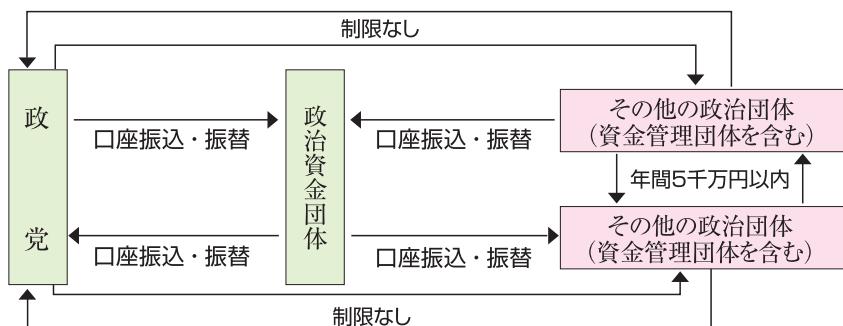
(注3) 個人が遺贈によってする寄附については、寄附の量的制限は適用されない。

(5) 政治資金の流れ

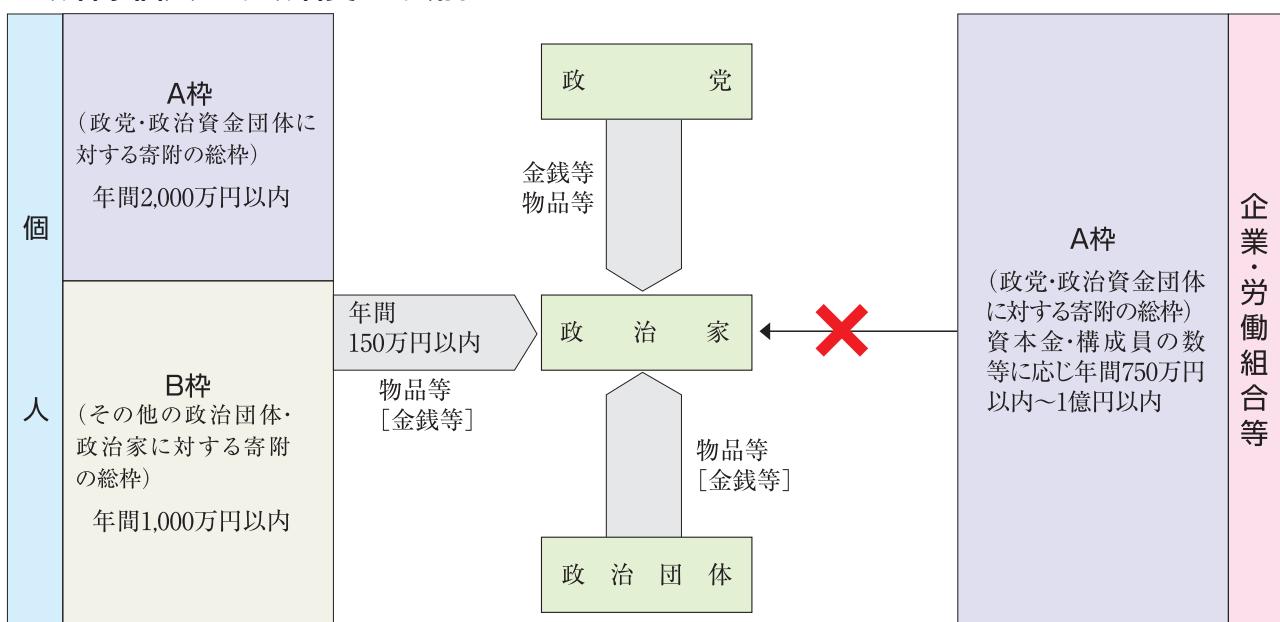
<政党・政治団体への政治資金の流れ>



<政治団体間の政治資金の流れ>



<政治家個人への政治資金の流れ> (注) 公職の候補者及び後援団体はその選挙区内にある者への寄附はできません。

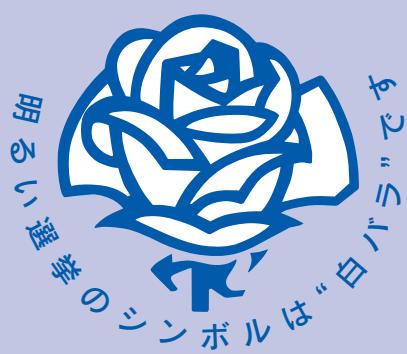


[金銭等]: 選挙運動に関するものを除き、金銭等による寄附は禁止されます。

令和7年2月発行

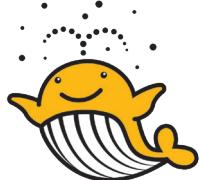
やさしい公職選挙法

発行 (公財)群馬県市町村振興協会
編集 群馬県選挙管理委員会
前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-226-2218



宝くじのお買い求めは群馬県内、宝くじ公式サイトで！

市町村振興宝くじ（**サマージャンボ、ハロウィンジャンボ**）の
収益金は、都道府県ごとの売上などに応じて配分され、
市町村の明るく住みよいまちづくりに使われています。



「やさしい公職選挙法」も **サマージャンボ宝くじ** の
収益金を活用して発行しています。



宝くじ公式サイトはコチラから